

資 料

中華人民共和国新旧刑事訴訟法対照

田 口 守 一
張 凌

は じ め に

1. 1979年に公布された中国の刑事訴訟法は、1996年3月に抜本的な改正がなされ、新たな刑事訴訟法が1997年1月1日から施行されるに至っている。大きな改正の項目のみを列挙しても、①刑事訴訟法の指導思想・基本原則に関する改正、②弁護制度の強化、③強制措置の強化、④起訴審査の改正、⑤公判手続きの改正、⑥刑の執行についての改正など刑事訴訟法の根幹にふれる改正がなされている。

このうち、われわれから見て興味深く思われる①について言及しておく、旧法第1条に規定されていた「指導思想」の条文が新法では削除された。ただ、とりわけ中国の立案当局は、このような「指導思想」の削除には大きな意味はないとの立場を強調しているようである。なぜなら、中国憲法（1982年）の序言では「中国の諸民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想に導かれて、人民民主主義独裁を堅持し」とうたわれており、この「指導思想」は法律である刑事訴訟法にも及ぶ以上、刑事訴訟法においてかさねて明文規定を置く必要はないという「指導思想」規定の削除理由にも一理あるからである（後掲田口＝張論文・ジュリスト1109号58頁注（8）参照）。もっとも、法律の意味が立案当局の見解から離れて一人歩きすることは決して珍しいことではない。とりわけ新法は、その第5条において

「裁判権の独立」に関する条文を新設していることを考え合わせると（「裁判委員会」（例えば、第149条など）の制度もあるので単純ではないが）、「指導思想」規定の削除は「指導思想」そのものからの独立の契機を含んでいるとの見方も可能のように思われる。

なお、中国刑事訴訟法の改正の経緯については、松尾浩也「中国の刑事訴訟法について」ジュリスト1109号（1997年）43頁以下、王雲海「中国の刑事訴訟法の改正について」法律時報68巻10号（1996年）56頁以下など参照。新刑事訴訟法の全訳については、松尾浩也＝田口守一＝張凌「中華人民共和国刑事訴訟法全訳」ジュリスト1109号（1997年）62頁以下参照。また、新刑事訴訟法における改正の要点については、田口守一＝張凌「中国刑事訴訟法の改正」ジュリスト1109号（1997年）50頁以下参照。

2. 中国刑事訴訟法に対する関心は、①中国という大きな国の法制度に対する関心、②日本と歴史的に深い関係にある国の法制度への関心、あるいは③刑事訴訟法は、すぐれてその国の、その時代の法意識を反映する法律であるから、刑事訴訟法の研究はとりまなおさず現代中国そのものの研究につながるという視点からの関心など様々であろうが、さらに、④犯罪の国際化の中で、中国との国際捜査共助・司法共助が今日の緊急の課題となっていることから、相手国である中国の刑事司法制度の理解が不可欠となっているという現実的関心もあることも見逃してはならないであろう。このようにして、中国新刑事訴訟法のより詳しい研究が求められている。

さらに、同じく1979年に公布された中国の刑法（中華人民共和国刑法）も、1997年3月14日に大改正がなされ（旧法の条文数は192条であったが、経済犯罪に対する処罰規定等を中心として新法の条文数は452条と二倍以上になっている。人民日報1997年3月18日参照）、新刑法は、1997年10月1日から施行されることとなっている。このようにして、刑事訴訟法について刑法も面目を一新し、中国は刑事法分野においても新たな時代に突入したという状況である。

3. そこで、今後の研究のための資料として、以下、新旧刑事訴訟法の対照表を掲げておくことにした。なお、①新旧同一条文の場合は、新法を掲げることとし、②旧法の条文が改正されている場合は、両条文を掲げ、改正箇所アンダーラインを引き、また、③新旧条文の対応関係を、新法条文の冒頭に掲げ、「新設」、「改正」および「同」（新旧同一条文の場合）の区別を表示した。

中華人民共和國刑事訴訟法（旧法）

一九七九年七月一日第五次全国人民代表大会第二回會議採択
一九七九年七月七日全国人民代表大会常務委員会委員長令第六号により公布
一九八〇年一月一日施行

目 次

第一編 総 則

- 第二章 指導思想、任務及び基本原則
- 第二章 管 轄
- 第三章 回 避
- 第四章 弁 護
- 第五章 証 拠
- 第六章 強制措置
- 第七章 附帯民事訴訟
- 第八章 期間、送達
- 第九章 その他の規定

第二編 事件の立件、捜査及び公訴の提起

- 第一章 事件の立件
- 第二章 捜 査
 - 第一節 被告人の取調べ
 - 第二節 証人尋問
 - 第三節 検証及び身体検査
 - 第四節 捜 索
 - 第五節 証拠物及び証拠書類の押収
 - 第六節 鑑 定
 - 第七節 指名手配

中華人民共和國刑事訴訟法（新法）

一九七九年七月一日第五次全国人民代表大会第二回會議採択
一九九六年三月一七日第八次全国人民代表大会第四回會議の「『人民共和國刑事訴訟法』改正に関する決定」（中華人民共和國主席令第六四号）により改定
一九九七年一月一日施行

目 次

第一編 総 則

- 第一章 任務及び基本原則
- 第二章 管 轄
- 第三章 回 避
- 第四章 弁護及び代理
- 第五章 証 拠
- 第六章 強制措置
- 第七章 附帯民事訴訟
- 第八章 期間、送達
- 第九章 その他の規定

第二編 事件の立件、捜査及び公訴の提起

- 第一章 事件の立件
- 第二章 捜 査
 - 第一節 一般規定
 - 第二節 被疑者の取調べ
 - 第三節 証人尋問
 - 第四節 検証及び身体検査
 - 第五節 捜 索
 - 第六節 証拠物及び証拠書類の押収
 - 第七節 鑑 定

第八節 捜査の終結

第三章 公訴の提起

第三編 裁 判

第一章 裁判組織

第二章 第一審手続

第一節 公訴事件

第二節 自訴事件

第三章 第二審手続

第四章 死刑再審手続

第五章 裁判監督手続

第四編 執 行

第一編 総 則

第一章 指導思想、任務及び基本原則

第一条 中華人民共和国刑事訴訟法は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を指針とし、憲法を根拠として、我が国の各民族人民がプロレタリアートの指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁、即ちプロレタリア独裁を実行してきた具体的経験と、敵に打撃を与え人民を保護するという実際の必要とを結びつけて制定したものである。

第二条 中華人民共和国刑事訴訟法の任務は、犯罪事実を的確、且つ速やかに明らかにし、法律を正しく適用して、犯罪者を処罰することを保障し、罪の

第八節 指名手配

第九節 捜査の終結

第一〇節 人民檢察院が直接受理する事件の捜査

第三章 公訴の提起

第三編 裁 判

第一章 裁判組織

第二章 第一審手続

第一節 公訴事件

第二節 自訴事件

第三節 簡易手続

第三章 第二審手続

第四章 死刑再審手続

第五章 裁判監督手続

第四編 執 行

付 則

(本文中の*印は訳注である。)

第一編 総 則

第一章 任務及び基本原則

(旧一条—新一条・改正)

第一条 刑法を正しく適用することを保障し、犯罪を処罰し、人民を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障し、社会主義社会秩序を維持するために、憲法に基づいて本法を制定する。

(旧二条—新二条・改正)

第二条 中華人民共和国刑事訴訟法の任務は、犯罪事実を的確、且つ速やかに明らかにし、法律を正しく適用して、犯罪者を処罰することを保障し、罪の

ない者が刑事訴追を受けることのないよう保障し、また公民が自覚的に法律を遵守し、積極的に犯罪行為と戦うよう教育し、社会主義法制を守ることによって、公民の人身の権利、民主的権利及びその他の権利を保護し、社会主義革命と社会主義建設事業の順調な進展を保障することである。

第三条① 刑事事件の捜査、逮捕及び予

備審査は、公安機関が責任を負う。勾留の承認、検察（捜査を含む）及び公訴の提起は、人民検察院が責任を負う。裁判は、人民法院が責任を負う。その他のいかなる機関、団体及び個人もこれらの権力を行使する権限を持たない。

- ② 人民法院、人民検察院及び公安機関は、刑事訴訟を行うに当たって、本法及びその他の法律の関係規定を厳格に遵守しなければならない。

ない者が刑事訴追を受けることのないよう保障し、また公民が自覚的に法律を遵守し、積極的に犯罪行為と戦うよう教育し、社会主義法制を守ることによって、公民の人身の権利、財産の権利、民主的権利及びその他の権利を保護し、社会主義建設事業の順調な進展を保障することである。

（旧三条—新三条・改正）

第三条① 刑事事件の捜査、逮捕、勾留

*の執行及び予備審査は、公安機関が責任を負う。検察**、勾留の承認、検察機関の直接に受理する事件の捜査及び公訴の提起は、人民検察院が責任を負う。裁判は、人民法院が責任を負う。法律に特別の規定がある場合を除いて、その他のいかなる機関、団体及び個人もこれらの権力を行使する権限を持たない。

- ② 人民法院、人民検察院及び公安機関は、刑事訴訟を行うに当たって、本法及びその他の法律の関係規定を厳格に遵守しなければならない。

*「逮捕」の原文は「拘留」であり、「勾留」の原文は「逮捕」である。

**ここにいう「検察」は、法律監督（第八条参照）のことである。

（新設）

第四条 国家安全機関は、法律の規定により国家安全危害の事件を扱い、公安機関と同様な職務権限を行使する。

（新設）

第五条 人民法院は、法律の規定に基づいて独立に裁判権を行使し、人民検察院は、法律の規定に基づいて独立に検察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。

（旧四条—新六条・同）

第六条 人民法院、人民検察院及び公安

第四条 同

機関は、刑事訴訟を行うに当たって、大衆に依拠しなければならない、事実を根拠とし、法律を準拠としなければならない。すべての公民は、法律の適用において一律平等であり、法の前ではいかなる特権も許されない。

(旧五条—新七条・同)

第五条 同

第七条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、刑事訴訟を行うに当たって、責任を分担し、互いに協力し、制約しあい、法律の的確で効果的な執行を保証しなければならない。

(新設)

第八条 人民検察院は、法に基づいて刑事訴訟について法律監督を行う。

(旧六条—新九条・同)

第六条 同

第九条① 各民族の公民は、すべてその民族の言語、文字を用いて訴訟を行う権利を持つ。人民法院、人民検察院及び公安機関は、その地で通用する言語、文字に通じない訴訟関係人に対しては、翻訳の便宜をはからなければならない。

② 少数民族が集中的に居住するか、又は民族が雑居する地区においては、その地で通用する言語を用いて審理を行い、またその地で通用する文字を用いて判決書、告示及びその他の文書を発付しなければならない。

(旧七条—新一〇条・同)

第七条 同

第一〇条 人民法院は、事件を裁判するに当たって、二審終審制を実行する。

(旧八条—新十一条・同)

第八条 同

第一一条 人民法院は、事件を裁判するに当たって、本法に特別の定めがある場合を除いて、すべて公開して行う。被告人は、弁護を受ける権利を持ち、人民法院は被告人の弁護権を保障する義務を負う。

第九条 同

第一〇条① 人民法院、人民檢察院及び公安機關は、訴訟關係人が法に基づいて享有する訴訟の權利を保障しなければならない。

② 十八歳未満の未成年者の犯罪事件については、取調べ及び裁判に当たって、被告人の法定代理人にその旨を通知して臨席させることができる。

③ 訴訟關係人は、公民の訴訟上の權利を侵害し、人身を侮辱する裁判員、檢察員及び捜査員の行為に対して、告訴する權利を持つ。

第一一条 次に掲げる事由の一つがあるときは、刑事責任を追及せず、すでに手続が開始されている場合は、事件の立件を取り消し、不起訴とし、又は無罪を宣告しなければならない。

一 情状が著しく軽微で、危害が小さくなく、犯罪と認められないとき。

二 犯罪がすでに訴追の時効期間を過ぎておりるとき。

三 特赦令によって刑が免除されたとき。

四 刑法に基づいて告訴を待って処理する犯罪で、告訴がないか又は告訴が撤回されたとき。

五 被告人が死亡したとき。

(新設)

第一二条 人民法院の法による判決を経ないうちは、何人に対しても有罪を確定することはできない。

(旧九条一新一三条・同)

第一三条 人民法院は、事件を裁判するに当たって、本法に従って人民陪審員による參審制度を執行する。

(旧一〇条一新一四条・改正)

第一四条① 人民法院、人民檢察院及び公安機關は、訴訟關係人が法に基づいて享有する訴訟上の權利を保障しなければならない。

② 十八歳未満の未成年者の犯罪事件については、取調べ及び裁判に当たって、被疑者又は被告人の法定代理人にその旨を通知して臨席させることができる。

③ 訴訟關係人は、公民の訴訟上の權利を侵害し、人身を侮辱する裁判員、檢察員及び捜査員の行為に対して、告訴する權利を持つ。

(旧一一条一新一五条・改正)

第一五条 次に掲げる事由の一つがあるときは、刑事責任を追及せず、すでに手続が開始されている場合は、事件の立件を取り消し、不起訴とし、審理を終止し、又は無罪を宣告しなければならない。

一 情状が著しく軽微で、危害が小さくなく、犯罪と認められないとき。

二 犯罪がすでに訴追の時効期間を過ぎておりるとき。

三 特赦令によって刑が免除されたとき。

四 刑法に基づいて告訴を待って処理する犯罪で、告訴がないか又は告訴が撤回されたとき。

五 被疑者又は被告人が死亡したと

六 その他法律又は法令の規定により
刑事責任の追及を免除するとき。

第一二条 同

第二章 管 轄

第一三条① 告訴を待って処理するか又は捜査する必要のない軽微な刑事事件は、人民法院が直接受理した上、調停することができる。

② 業務上横領、公民の民主的権利を侵害する犯罪、汚職犯罪及び人民検察院が直接受理する必要を認めるその他の事件は、人民検察院が事件を立件して、捜査を行い、公訴を提起するか否かを決定する。

③ 第一項、第二項に規定する以外のその他の事件の捜査は、すべて公安機関が行う。

き。

六 その他法律の規定により刑事責任の追及を免除するとき。

(旧一二条―新一六条・同)

第一六条① 外国人の犯罪で刑事責任を追及しなければならないものについては、本法の規定を適用する。

② 外交上の特権及び免除権を持つ外国人の犯罪で刑事責任を追及しなければならないものについては、外交ルートを通じて解決する。

(新設)

第一七条 わが国の司法機関は、中華人民共和国が締結するか又は参加した国際条約に基づいて、又は互恵の原則に照らして、外国の司法機関と相互に刑事司法共助を請求することができる。

第二章 管 轄

(旧一三条―新一八条・改正)

第一八条① 刑事事件の捜査は、公安機関が行う。但し、法律に特別の規定のある場合を除く。

② 公務員による業務上横領、賄賂犯罪、公務員の職務犯罪、国家机关公務員*が職権を乱用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復陷害、又は不法捜査により公民の人身の権利を侵害する犯罪又は公民の民主的権利を侵害する犯罪については、人民検察院が立件し、捜査する。国家机关公務員が職権を利用して行ったその他の重大な犯罪事件については、人民検察院が直接受理する必要のあるときは、省級以上の人民検察院の決定を経て、人民検察院が立件し、捜査することができる。

③ 自訴事件については、人民法院が直

第一四条 同

第一五条 中級人民法院は、次に掲げる刑事事件の第一審を管轄する。

- 一 反革命事件。
- 二 無期懲役又は死刑を科する可能性のある一般刑事事件。
- 三 外国人犯罪の刑事事件又は我が国の公民が外国人の合法的権利を侵害した刑事事件。

第一六条 同

第一七条 同

第一八条 上級の人民法院は、必要な場合には、下級の人民法院が第一審を管轄する刑事事件を審理することができ、又は自ら第一審を管轄する刑事事件を下級の人民法院に裁判させることもできる。下級の人民法院は、事件の内容が重大且つ複雑であり上級の人民法院が裁判すべきだと認めた第一審の刑事事件を、一級上の人民法院に移送して裁判するよう請求することができる。

接受理する。

*「国家機関公務員」とは、立法機関、行政機関及び司法機関の公務員をいう。

(旧一四条一新一九条・同)

第一九条 基層人民法院は、一般刑事事件の第一審を管轄する。但し、本法により上級の人民法院が管轄するものは除く。

(旧一五条一新二〇条・改正)

第二〇条 中級人民法院は、次に掲げる刑事事件の第一審を管轄する。

- 一 反革命事件及び国家安全に危害を及ぼす事件。
- 二 無期懲役又は死刑を科する可能性のある一般刑事事件。
- 三 外国人犯罪の刑事事件。

(旧一六条一新二一条・同)

第二一条 高級人民法院が第一審を管轄する刑事事件は、全省（自治区、直轄市）に及ぶ重大な刑事事件とする。

(旧一七条一新二二条・同)

第二二条 最高人民法院が第一審を管轄する刑事事件は、全国に及ぶ重大な刑事事件とする。

(旧一八条一新二三条・改正)

第二三条 上級の人民法院は、必要な場合には、下級の人民法院が第一審を管轄する刑事事件を審理することができる。下級の人民法院は、事件の内容が重大且つ複雑であり上級の人民法院が裁判すべきものと認める第一審の刑事事件を、一級上の人民法院に移送して裁判するよう請求することができる。

(旧一九条一新二四条・同)

第十九条 同

第二〇条 同

第二一条 同

第二二条 同

第三章 回 避

第二三条 次に掲げる事情の一つがある場合は、裁判員、検察員及び捜査員は自ら回避しなければならず、また、当事者及びその法定代理人は回避を要求する権利を持つ。

一 当該事件の当事者又は当事者の近親者であるとき。

二 本人又はその近親者が当該事件と利害関係を有するとき。

三 当該事件について証人、鑑定人、弁護士又は附帯民事訴訟の当事者の代理人となったとき。

四 当該事件の当事者とその他の関係を有し、事件の公正な処理に影響を

第二四条 刑事事件は、犯罪地の人民法院が管轄する。被告人居住地の人民法院で裁判することがより適切な場合には、被告人居住地の人民法院の管轄とすることができる。

(旧二〇条—新二五条・同)

第二五条 複数の同級人民法院が管轄権を持つ事件は、最初に受理した人民法院が裁判する。必要な場合には、主な犯罪地の人民法院に移送して裁判することができる。

(旧二一条—新二六条・同)

第二六条 上級の人民法院は、下級の人民法院に対し管轄が明らかでない事件を裁判するよう指定することができ、また、下級の人民法院に対し他の人民法院に事件を移送して裁判するよう指定することができる。

(旧二二条—新二七条・同)

第二七条 専門人民法院の事件管轄は、別にこれを定める。

第三章 回 避

(旧二三条—新二八条・改正)

第二八条 次に掲げる事由の一つがある場合は、裁判員、検察員及び捜査員は自ら回避しなければならず、また、当事者及びその法定代理人は回避を要求する権利を持つ。

一 当該事件の当事者又は当事者の近親者であるとき。

二 本人又はその近親者が当該事件と利害関係を有するとき。

三 当該事件について証人、鑑定人、弁護士又は訴訟代理人となったとき。

四 当該事件の当事者とその他の関係を有し、事件の公正な処理に影響を

与える可能性のあるとき。

第二四条① 裁判員，檢察員又は捜査員の回避については，院長，檢察長，公安機關責任者がそれぞれ決定する。院長の回避については，当該人民法院の裁判委員会が決定する。檢察長及び公安機關責任者の回避は，同級の人民檢察院檢察委員会が決定する。

② 捜査員の回避が決定されるまでは，捜査員は事件の捜査を停止してはならない。

③ 回避請求却下の決定について，当事者は一回に限り再議を請求することができる。

第二五条 第二三条，第二四条の規定は，書記員，翻譯人及び鑑定人にも適用する。

第四章 弁 護

第二六条 被告人は，自ら弁護権を行使するほか，次に掲げる者に弁護を依頼することができる。

一 弁護士。

二 人民団体又は被告人の所属する組

与える可能性のあるとき。

(新設)

第二九条① 裁判員，檢察員及び捜査員は，当事者又はその依頼者から接待を受けたり贈り物を受け取ってはならず，規定に違反して当事者又はその依頼者に接見してはならない。

② 裁判員，檢察員又は捜査員が，前項の規定に違反した場合には，法により法律上の責任を追及しなければならない。当事者及び法定代理人は，これらの者の回避を要求する権利を持つ。

(旧二四条一新三〇条・改正)

第三〇条① 裁判員，檢察員又は捜査員の回避については，院長，檢察長，公安機關責任者がそれぞれ決定する。院長の回避については，当該人民法院の裁判委員会が決定する。檢察長及び公安機關責任者の回避は，同級の人民檢察院檢察委員会が決定する。

② 捜査員の回避が決定されるまでは，捜査員は事件の捜査を停止してはならない。

③ 回避請求却下の決定については，当事者又はその法定代理人は一回に限り再議を請求することができる。

(旧二五条一新三一条)

第三一条 第二八条ないし第三〇条の規定は，書記員，翻譯人及び鑑定人にも適用する。

(改正)

第四章 弁護及び代理

(旧二六条一新三二条・改正)

第三二条① 被疑者又は被告人は，自ら弁護権を行使するほか，一人ないし二人の弁護人を依頼することができる。 弁護人として依頼されるのは，次に掲げる者である。

織体が推薦する公民、又は人民法院の許可を受けた公民。

三 被告人の近親者及び監護人。

一 弁護士。

二 人民団体又は被疑者若しくは被告人の所属する組織体が推薦する者。

三 被疑者又は被告人の監護人、親族及び友人。

② 現に刑罰を受けている者又は法により人身の自由を剥奪され若しくは制限されている者を、弁護人とすることはできない。

(新設)

第三三条① 公訴事件の被疑者は、その事件が人民検察院の起訴審査に移送された日から、弁護人を依頼する権利を持つ。自訴事件の被告人は、いつでも弁護人を依頼することができる。

② 人民検察院は、移送された起訴事件の資料を受け取った日から三日以内に、弁護人を依頼する権利を被疑者に告知しなければならない。人民法院は、自訴事件を受理した日から三日以内に、弁護人を依頼する権利を被告人に告知しなければならない。

(旧二七条—新三四条・改正)

第二七条① 公訴員が出廷した公訴事件において、被告人が弁護人を依頼していない場合には、人民法院は被告人のために弁護人を指定することができる。

② 被告人が聾、啞又は未成年者であり弁護人を依頼していない場合には、人民法院はその者のために弁護人を指定しなければならない。

第三四条① 公訴員が出廷した公訴事件において、被告人が経済的な困難又はその他の理由によって弁護人を依頼していない場合には、人民法院はその者のために法律援助義務を負う弁護士を指定することができる。

② 被告人が盲、聾、啞又は未成年者であり弁護人を依頼していない場合には、人民法院はその者のために法律援助義務を負う弁護士を指定しなければならない。

③ 被告人が死刑を科せられる可能性のある者であり弁護人を依頼していない場合には、人民法院はその者のために法律援助義務を負う弁護士を指定しなければならない。

第二八条 弁護人の責任は、事実と法律に基づいて、被告人の無罪、軽い罪、又はその刑事責任の軽減若しくは免除を証明する資料と意見を提出して、被告人の合法的權益を守ることである。

第二九条 弁護士である弁護人は、当該事件の資料を閲覧し、事件の内容を調べることができ、拘禁されている被告人に接見し、通信することができる。その他の弁護士でない弁護人も人民法院の許可を経て、事件の内容を調べ、拘禁されている被告人に接見し、通信することができる。

（旧二八条—新三五条・改正）

第三五条 弁護人の責任は、事実と法律に基づいて、被疑者又は被告人の無罪、軽い罪、又はその刑事責任の軽減若しくは免除を証明する資料と意見を提出して、被疑者又は被告人の合法的權益を守ることである。

（旧二九条—新三六条・改正）

第三六条① 弁護士である弁護人は、人民檢察院が事件の起訴審査を開始した日から、当該事件の訴訟書類、技術的鑑定資料を閲覧し、抜書きし、複写することができ、拘禁されている被疑者に接見し、通信することができる。その他の弁護士でない弁護人も、人民檢察院の許可を経て、上述の資料を閲覧し、抜書きし、複写することができ、拘禁されている被疑者に接見し、通信することができる。

② 弁護士である弁護人は、人民法院が事件を受理した日から、起訴された犯罪事実に関する資料を閲覧し、抜書きし、複写することができ、拘禁されている被告人に接見し、通信することができる。その他の弁護士でない弁護人も、人民法院の許可を経て、上述の資料を閲覧し、抜書きし、複写することができ、拘禁されている被告人に接見し、通信することができる。

（新設）

第三七条① 弁護士である弁護人は、証人又はその他の関係ある組織体と個人の同意を経て、それらの者から当該事件に関わる資料を収集することができる。人民檢察院又は人民法院が証拠を収集し、取調べるよう申請することができ、又は人民法院が証人に対して証言するために出廷する通知を発付するよう申請することができる。

- ② 弁護士である弁護人は、人民検察院又は人民法院の許可を経て、且つ被害者若しくはその近親者又は被害者の指定する証人の同意の下で、それらの者から当該事件に関する資料を収集することができる。

(新設)

第三八条① 弁護士である弁護人及びその他の弁護人は、被疑者又は被告人が証拠を隠匿し、隠滅し、偽造するか、又は供述の口裏合わせをすることを幫助してはならず、証人に証言を変えさせ、若しくは偽証させることを脅迫し、誘引してはならず、又はその他の司法機関の訴訟活動を妨げる行為を行ってはならない。

- ② 前項に違反した場合には、法によって法律上の責任を追及しなければならない。

(旧三〇条—新三九条・同)

第三〇条 同

第三九条 裁判の過程において、被告人は、弁護人の弁護の継続を拒否することができ、又は別の弁護人に弁護を依頼することができる。

(新設)

第四〇条① 公訴事件の被害者又はその法定代理人若しくは近親者、又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人は、移送した事件が起訴審査された日から、訴訟代理人を依頼する権利を持つ。自訴事件の自訴人若しくはその法定代理人、又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人は、いつでも訴訟代理人を依頼することができる。

- ② 人民検察院は、移送された起訴事件の資料を受け取った日から三日以内に、被害者又はその法定代理人若しくは近親者、又は附帯民事訴訟の当事者

若しくはその法定代理人に対し、訴訟代理人を依頼する権利を持つことを告知しなければならない。人民法院は、自訴事件を受け取った日から三日以内に、自訴人若しくはその法定代理人、又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人に、訴訟代理人を依頼する権利を持つことを告知しなければならない。

（新設）

第四一条 訴訟代理人を依頼する場合には、第三二条を参照し、適用する。

第五章 証 拠

第三一条① 事件の真実の状況を証明するあらゆる事実は、証拠である。

② 証拠には、次に掲げる六種類がある。

- 一 証拠物、証拠書類。
- 二 証人の証言。
- 三 被害者の陳述。
- 四 被告人の供述又は弁解。
- 五 鑑定結果。
- 六 検証又は身体検査の調書。

③ 以上の証拠は、調査を経て真実であることを確かめた後でなければ、事件を確定する根拠とすることはできない。

第三二条 裁判員、検察員及び捜査員は、法に定める手続に従って、被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪の情状の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要並びに脅迫、誘引、欺瞞又

第五章 証 拠

（旧三一条一新四二条・改正）

第四二条① 事件の真実の状況を証明するあらゆる事実は、証拠である。

② 証拠には、次に掲げる七種類がある。

- 一 証拠物、証拠書類。
- 二 証人の証言。
- 三 被害者の陳述。
- 四 被疑者又は被告人の供述又は弁解。
- 五 鑑定結果。
- 六 検証又は身体検査の調書。
- 七 視聴資料。

③ 以上の証拠は、調査を経て真実であることを確かめた後でなければ、事件を確定する根拠とすることはできない。

（旧三二条一新四三条・改正）

第四三条 裁判員、検察員及び捜査員は、法に定める手続に従って、被疑者又は被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪の情状の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要並びに脅迫、誘

はその他の違法な方法による証拠収集を厳禁する。事件と関わりがあるか又は事件の内容を知るすべての公民が、証拠を客観的且つ十分に提供する条件を持つことができるようにするとともに、特別な状況のある場合を除いて、捜査への協力が得られるように保証しなければならない。

第三三条 同

第三四条① 人民法院、人民検察院及び公安機関は、関係ある国家机关、企業事業体、人民公社、人民団体又は公民から証拠を収集し、取調べる権限を持つ。

- ② 国家機密にかかわる証拠については、機密を保持しなければならない。
- ③ 証拠を偽造し、隠匿し、又は隠滅した者は、いずれの側に属する場合であっても、法的追及を受けなければならない。

第三五条 同

引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠収集を厳禁する。事件と関わりがあるか又は事件の内容を知るすべての公民が、証拠を客観的且つ十分に提供する条件を持つことができるようにするとともに、特別な状況のある場合を除いて、捜査への協力が得られるように保証しなければならない。

(旧三三条—新四四条・同)

第四四条 公安機関の勾留承認請求書、人民検察院の起訴状及び人民法院の判決書は、ありのままの事実^①に忠実でなければならない。ありのままの事実を意図的に隠した者^②に対しては、その責任を追及しなければならない。

(旧三四条—新四五条・改正)

第四五条① 人民法院、人民検察院及び公安機関は、関係ある組織体又は個人から証拠を収集し、取調べる権限を持つ。関係ある組織体又は個人は、ありのままに証拠を提供しなければならない。

- ② 国家秘密にかかわる証拠については、秘密を保持しなければならない。
- ③ 証拠を偽造し、隠匿し、又は隠滅した者は、いずれの側に属する場合であっても、法的追及を受けなければならない。

(旧三五条—新四六条・同)

第四六条 あらゆる事件に対する判決は、証拠を重んじ、調査研究を重んじ、自由を軽々しく信じてはならない。被告人の供述があるだけで、その他の証拠がない場合には、被告人を有罪と認定して刑罰を科することはできない。被告人の供述がなくても、証拠が十分に確かな場合には、被告人を有罪と認定し、刑罰を科することができる。

第三六条 同

（旧三六条一新四七条・同）

第四七条 証人の証言は、法廷で公訴員、被害者、及び被告人、弁護人双方の質問、対決を経なければならず、それぞれの側の証人の証言を聴取して確かめた後でなければ、事件を確定する根拠とすることはできない。法廷で証人が意図的に偽証するか又は罪証を隠匿したことが判明したときは、法によって処理しなければならない。

（旧三七条一新四八条・同）

第三七条 同

第四八条① 事件の状況を知る者は、すべて、証言する義務を負う。

② 生理的、精神的な欠陥を持つか又は年少であるために、是非の判別ができず、正しく表現できない者は、証人になることができない。

（新設）

第四九条① 人民法院、人民檢察院及び公安機關は、証人及びその近親者の安全を保障しなければならない。

② 証人又はその近親者に対する脅迫、侮辱、殴打又は報復については、犯罪になる場合は、法によって刑事責任を追及し、刑事責任を追及すべき程度に達しない場合は、法によって治安管理処罰に処する。

第六章 強制措置

第六章 強制措置

（旧三八条一新五〇条・改正）

第三八条① 人民法院、人民檢察院及び公安機關は、事件の状況に基づいて、被告人について連行（による身柄拘束）、立保証又は居住監視をすることができる。

② 居住を監視されている被告人は、指定された区域を離れてはならない。居住の監視は、当該地区の公安派出所が

第五〇条 人民法院、人民檢察院及び公安機關は、事件の状況に基づいて、被疑者又は被告人について連行（による身柄拘束）、立保証*又は居住監視をすることができる。

*「立保証」とは、被疑者又は被告人を拘禁することなく一定事項の遵守を保証させることをいう。

執行するか、又は委託された人民公社、被告人の所属する組織体が執行する。

- ③ 被告人について立保証、居住の監視が行われている場合、状況に変化が生じたときは、これを取り消すか、又は変更しなければならない。

(新設)

五一条① 人民法院、人民検察院及び公安機関は、次に掲げる事由の一つに当たる被疑者又は被告人について、立保証又は居住監視をすることができる。

一 管制、拘留*又は独立して適用できる付加刑を科する可能性のある者。

二 有期懲役以上の刑罰を科する可能性があり、立保証又は居住監視としても社会への危険性がない者。

② 立保証及び居住監視は、公安機関が執行する。

*「管制」は主刑の一つであり、「拘留」の原語は「拘役」で、主刑の一つである。

(新設)

第五二条 拘禁されている被疑者、被告人又はその法定代理人若しくは近親者は、立保証を申請する権利を持つ。

(新設)

第五三条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、被疑者又は被告人に立保証を決定する場合には、被疑者又は被告人に対し、保証人を提供するか又は保証金を納付することを命令しなければならない。

(新設)

第五四条 保証人は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

一 当該事件と関係のない者。

二 保証義務を履行する能力のある

者。

三 政治的権利を持ち、人身の自由の制限を受けたことのない者。

四 定まった住所と収入がある者。

（新設）

第五五条① 保証人は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

一 被保証人が第五六条の規定を遵守するよう監督すること。

二 被保証人が第五六条の規定に違反する可能性があるか又は違反したことを発見した場合は、速やかに執行機関に報告しなければならないこと。

② 被保証人が第五六条に規定する行為を行い、保証人が速やかに報告しない場合は、保証人を過料に処する。犯罪が成立する場合は、法によって刑事責任を追及する。

（新設）

第五六条① 保証を立てている被疑者及び被告人は、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

一 執行機関の許可を受けず、住んでいる市又は県を離れてはならない。

二 呼び出しを受けた場合、時間通り出頭しなければならない。

三 いかなる形でも証人の証言を妨げてはならない。

四 証拠を隠滅し、偽造し、又は供述の口裏合わせをしてはならない。

② 保証を立てている被疑者又は被告人が前項の規定に違反した場合は、すでに保証金を支払っているときは、その保証金を没収し、且つ、状況により區別して、被疑者又は被告人に改悛誓約を命じ、改めて保証金を支払わせ、保証人を提供させ、居住を監視し、又はこれを勾留する。被疑者又は被告人が立

保証の期間中前項の規定に違反せず、立保証の期間が満了したときは、保証金を返還しなければならない。

(新設)

第五七条① 居住監視されている被疑者及び被告人は、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

一 執行機関の許可を受けず、住所を離れてはならない。定まった住所のない場合、許可を受けず、指定された居所を離れてはならない。

二 執行機関の許可を受けず、他人に接見してはならない。

三 呼び出しを受けた場合、時間通り出頭しなければならない。

四 いかなる形でも証人の証言を妨げてはならない。

五 証拠を隠滅し、偽造し、又は供述の口裏合わせをしてはならない。

② 居住監視されている被疑者又は被告人が前項の規定に違反し、その情状が重い場合は、勾留する。

(新設)

第五八条① 人民法院、人民検察院及び公安機関が、被疑者又は被告人に対して保証を立てさせる場合、その期間は最長十二箇月を超えてはならず、居住監視をする場合、その期間は最長六箇月を超えてはならない。

② 立保証又は居住監視の期間中、事件の捜査、起訴及び審理を中断してはならない。刑事責任を追及すべきでないことを発見し、又は立保証若しくは居住監視の期限が満了した場合は、速やかに立保証又は居住監視を解除しなければならない。立保証又は居住監視を解除した後速やかに、保証を立てさせられた者、居住監視を受けた者、及び関係する組織体に通知しなければなら

第三九条 容疑者の勾留は、人民檢察院の承認又は人民法院の決定を経た上で、公安機關が執行しなければならない。

第四〇条① 主な犯罪事実がすでに調査によって明らかとなり、懲役以上の刑を科する可能性のある犯人に対し、立保証又は居住監視等の方法によっても、なお社会への危険の発生を防止するのに十分でなく、勾留の必要がある場合には、直ちに法により勾留しなければならない。

② 勾留しなければならない犯人であっても、重い病氣にかかっている場合、又は懐胎中若しくは自分の子に授乳中の女子である場合は、立保証又は居住監視の方法を取ることができる。

第四一条 公安機關は、罪が勾留すべき現行犯又は重大な容疑者について、次に掲げる事由の一つがある場合には、直ちに逮捕することができる。

- 一 現に犯罪を準備中であるか、犯罪を実行中であるか又は犯罪の直後であるとき。
- 二 被害者又は現場で目撃した者が犯人であると認めたとき。
- 三 身辺又は住居で犯罪の証拠が発見されたとき。
- 四 犯行の後自殺若しくは逃亡を企図し、又は逃亡中であるとき。
- 五 証拠の隠滅、偽造又は供述の口裏合わせをする可能性があるとき。
- 六 身元が不明で放浪中に犯罪を引き起こした重大な疑いのあるとき。

ない。

（旧三九条一新五九条・改正）

第五九条 被疑者又は被告人の勾留は、人民檢察院の承認又は人民法院の決定を経た上で、公安機關が執行しなければならない。

（旧四〇条一新六〇条・改正）

第六〇条① 犯罪事実があることを証明する証拠があり、懲役以上の刑を科する可能性のある被疑者又は被告人に対し、立保証又は居住監視等の方法によっても、なお社会への危険の発生を防止するのに十分でなく、勾留の必要がある場合には、直ちに法により勾留しなければならない。

② 勾留しなければならない被疑者又は被告人であっても、重い病氣にかかっている場合、又は懐胎中若しくは自分の子に授乳中の女子である場合は、立保証又は居住監視の方法を取ることができる。

（旧四一条一新六一条・改正）

第六一条 公安機關は、現行犯又は重大な容疑者について、次に掲げる事由の一つがある場合には、直ちに逮捕することができる。

- 一 現に犯罪を準備中であるか、犯罪を実行中であるか、又は犯行直後であるとき。
- 二 被害者又は現場で目撃した者が犯人であると認めたとき。
- 三 身辺又は住居で犯罪の証拠が発見されたとき。
- 四 犯行の後自殺若しくは逃亡を企図し、又は逃亡中であるとき。
- 五 証拠の隠滅、偽造、又は供述の口裏合わせをする可能性があるとき。
- 六 眞実の氏名、住所を言わず、身元が不明であるとき。

七 現に「殴打，破壊，略奪」を行い，仕事，生産又は社会の秩序を著しく破壊しているとき。

第四二条 次に掲げる容疑者については，いかなる公民も直ちにこれを捕えて公安機関，人民検察院又は人民法院に引き渡して処理させることができる。

- 一 現に犯罪を実行中であるか又は犯行直後の者。
- 二 指名手配中の者。
- 三 脱獄して逃亡した者。
- 四 現に追跡されている者。

第四三条 同

第四四条 同

七 放浪中に犯罪を引き起し，何回も罪を犯し，又は集団の犯罪を行う重大な疑いのあるとき。

(新設)

第六二条 公安機関は，管轄外の場所で逮捕又は勾留を執行するときは，被逮捕者又は被勾留者の所在地の公安機関に通知しなければならない，被逮捕者又は被勾留者の所在地の公安機関は，これに協力しなければならない。

(旧四二条—新六三条・改正)

第六三条 次に掲げる者については，いかなる公民も直ちにこれを捕えて，公安機関，人民検察院又は人民法院に引き渡して処理させることができる。

- 一 現に犯罪を実行中であるか又は犯行直後の者。
- 二 指名手配中の者。
- 三 脱獄して逃亡した者。
- 四 現に追跡されている者。

(旧四三条—新六四条・同)

第六四条① 公安機関が人を逮捕するときは，逮捕状を示さなければならない。

② 逮捕後，捜査に妨げがあるか又は通知の方法がない場合を除いて，逮捕の理由及び留置の場所を二十四時間以内に被逮捕者の家族又はその所属する組織体に通知しなければならない。

(旧四四条—新六五条・同)

第六五条 公安機関は，被逮捕者に対し，逮捕後二十四時間以内に取調べを行わなければならない。逮捕すべきでないことが判明したときは，直ちに釈放し，釈放証明を発行しなければならない。勾留を必要としながらも証拠がまだ十分でない者に対しては，保証を立てさせ，又は居住を監視することが

第四十五条 公安機関が容疑者の勾留を請求するときは、勾留承認請求書を作成し、事件記録資料及び証拠とともに、同級の人民検察院に送付して承認審査を経なければならない。人民検察院は、必要なときには、公安機関に要員を派遣して重大事件の討議に参加させることができる。

第四十六条 人民検察院における容疑者勾留の承認審査は、検察長が決定する。重大事件は検察委員会にかけて討議し、決定しなければならない。

第四十七条 人民検察院は、公安機関が勾留承認請求をした事件について審査した後、状況に応じてそれぞれ勾留の承認、勾留の不承認又は補充捜査の決定を行わなければならない

第四十八条① 公安機関は、被逮捕者に対し、勾留の必要があると認めたときは、逮捕後三日以内に、人民検察院に承認審査を請求しなければならない。特別な状況においては、承認審査の請求期間を一日ないし四日延長することができる。人民検察院は、公安機関から承認審査の請求書を受け取った日から三日以内に、勾留の承認又は不承認を決定しなければならない。人民検察

できる。

（旧四五条一新六六条・改正）

第六六条 公安機関が被疑者の勾留を請求するときは、勾留承認請求書を作成し、事件記録資料及び証拠とともに、同級の人民検察院に送付して承認審査を経なければならない。人民検察院は、必要な場合には、公安機関に要員を派遣して重大事件の討議に参加させることができる。

（旧四六条一新六七条・改正）

第六七条 人民検察院における被疑者勾留の承認審査は、検察長が決定する。重大事件は検察委員会にかけて討議し、決定しなければならない。

（旧四七条一新六八条・改正）

第六八条 人民検察院は、公安機関が勾留承認請求をした事件について審査した後、状況に応じてそれぞれ勾留の承認、勾留の不承認の決定を行わなければならない。勾留承認決定については、公安機関は直ちに執行し、さらに執行した事情を速やかに人民検察院に通知しなければならない。勾留不承認決定については、人民検察院はその理由を説明しなければならず、捜査を補充すべき場合は、同時に公安機関に通知しなければならない。

（旧四八条一新六九条・改正）

第六九条① 公安機関は、被逮捕者に対し、勾留の必要があると認めたときは、逮捕後三日以内に、人民検察院に承認審査を請求しなければならない。特別な状況においては、承認審査の請求期間を一日ないし四日延長することができる。

② 放浪中に犯罪を引き起し、何回も罪を犯し、又は集団的犯罪を行う重大な容疑者に対しては、承認審査の請求期

院が勾留を不承認とした場合は、公安機関は通知を受け取った後直ちに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

- ② 公安機関又は人民法院が前項の規定に基づいて処理しなかった場合には、被逮捕者又はその家族は釈放を要求する権利を持ち、公安機関又は人民検察院は直ちに釈放しなければならない。

第四九条 同

第五〇条 同

第五一条 同

間を三十日まで延長することができる。

- ③ 人民検察院は、公安機関から勾留承認請求書を受け取った日から七日以内に、勾留の承認又は不承認を決定しなければならない。人民検察院が勾留を不承認とした場合は、公安機関は通知を受け取った後直ちに被逮捕者を釈放し、同時にその執行した事情を人民検察院に通知しなければならない。捜査継続の必要があり且つ立保証又は居住監視の条件に該当する場合は、法によって保証を立てさせるか又は居住監視をする。

(旧四九条—新七〇条・同)

第七〇条 公安機関は、人民検察院の勾留不承認決定について、誤りがあると認めた場合は、再議を請求することができる。但し、被逮捕者は直ちに釈放しなければならない。意見が受入れられない場合には、一級上の人民検察院に再審査を請求することができる。上級の人民検察院は、直ちに再審査し、変更するか否かの決定を下して、下級の人民検察院及び公安機関に通知し、執行させなければならない。

(旧五〇条—新七一条・同)

第七一条① 公安機関が人を勾留するとき、勾留状を示さなければならない。

- ② 勾留後、捜査に支障があるか又は通知する方法がない場合を除いて、勾留の理由及び留置の場所を二十四時間以内に被勾留者の家族又は所属する組織体に通知しなければならない。

(旧五一条—新七二条・同)

第七二条 人民法院及び人民検察院は、それぞれ勾留を決定した者について、また公安機関は人民検察院の承認を経

て勾留した者について、勾留後二十四時間以内に取調べを行わなければならない。勾留すべきでないことが判明したときは、直ちに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

（新設）

第七三条 人民法院、人民檢察院及び公安機關は、被疑者又は被告人に対する強制措置が不当であることを発見したときは、直ちにこれを破棄し、又は変更しなければならない。公安機關は、被勾留者を釈放するか、又は勾留の措置を変更する場合には、承認した原人民檢察院に通知しなければならない。

（新設）

第七四條 被疑者又は被告人を拘禁した事件について、本法に規定する捜査のための身柄拘束、起訴の審査及び一審、二審の期限内に手続を終了することができず、且つ調査又は審理の続行が必要である場合には、被疑者又は被告人に対し立保証又は居住監視とすることができる。

（新設）

第七五條 被疑者又は被告人、又はその法定代理人若しくは近親者、被疑者又は被告人が依頼する弁護士若しくはその他の弁護人は、人民法院、人民檢察院又は公安機關の強制措置が法定の期限を超えたときは、強制措置の解除を請求する権利を持つ。人民法院、人民檢察院又は公安機關は、強制措置が法定の期限を超えた被疑者又は被告人に対し、釈放をし、立保証若しくは居住監視を解除し、又は法によって強制措置を変更しなければならない。

（旧五二條—新七六條・同）

第七六條 人民檢察院は、勾留の承認審査を行うに当たって、公安機關の捜査

活動に違法な状況のあることが判明した場合は、公安機関に通知して是正しなければならない。公安機関は是正の状況を人民検察院に通知しなければならない。

第七章 附帯民事訴訟

第五三条 同

第七章 附帯民事訴訟

(旧五三条—新七七条・同)

第七七条① 被害者が、被告人の犯罪行為によって物質的損害を受けたときは、刑事訴訟の過程において、附帯民事訴訟を提起する権利を持つ。

② 国家の財産又は集団の財産が損害を受けた場合には、人民検察院は公訴を提起するに際し、附帯民事訴訟を提起することができる。

③ 人民法院は、必要なときは、被告人の財産を差押えるか又は押収することができる。

(旧五四条—新七八条・同)

第五四条 同

第七八条 附帯民事訴訟は、刑事事件と合わせて裁判しなければならない。刑事事件裁判の著しい遅延を防ぐ必要がある場合に限り、刑事事件裁判の終了後、同一の裁判組織が引き続き附帯民事訴訟を審理することができる。

第八章 期間、送達

第五五条 同

第八章 期間、送達

(旧五五条—新七九条・同)

第七九条① 期間は、時、日、月をもって計算する。

② 期間の初時及び初日は、期間内に算入しない。

③ 法定の期間には、(交通通信のための)途中の時間は含まない。上訴状又はその他の文書が期間満了前に投函されたときは、期間を過ぎたものとしな

第五六条 同

い。

（旧五六条一新八〇条・同）

第八〇条① 当事者は、不可抗力の事由又はその他の正当な事由により期間に遅れたときは、その障害が消滅してから五日以内に、期間満了以前に完了しなければならない訴訟活動を継続して行うことを申請することができる。

② 前項の申請を許諾するか否かは、人民法院が裁定する。

（旧五七条一新八一条・同）

第八一条① 呼び出し状、通知書及びその他の訴訟文書の送達は、受取人本人に交付しなければならない。本人が不在のときは、その成年の家族又は所属する組織体の責任者に交付し、代理して受領させることができる。

② 受取人本人又は代理受領者が文書の受領又は署名、押印を拒否した場合には、送達人は、隣人又はその他の立会人をその場に招請し、状況を説明して、文書を本人の住居に差し置くことができる。この場合には、送達証に拒否の事由、送達の日時を明記し、送達人が署名することにより、送達したものとみなす。

第五七条 同

第九章 その他の規定

第五八条 本法の次に掲げる用語の意味は、各号に定める通りである。

一 「捜査」とは、公安機関及び人民检察院が事件処理の過程において、法律に従って行う専門調査活動及び関連する強制的措置をいう。

二 「当事者」とは、自訴人、被告人、附帯民事訴訟の原告及び被告をいう。

第九章 その他の規定

（旧五八条一新八二条・改正）

第八二条 本法の次に掲げる用語の意味は、各号に定める通りである。

一 「捜査」とは、公安機関及び人民检察院が事件処理の過程において、法律に従って行う専門調査活動及び関連する強制的措置をいう。

二 「当事者」とは、被害者、自訴人、被疑者、被告人、附帯民事訴訟の原告及び被告をいう。

三 「法定代理人」とは、被代理人の父母、養父母、監護人及び保護の責任を負う機関又は団体の代表者をいう。

四 「訴訟関係人」とは、当事者、被害者、法定代理人、弁護士、証人、鑑定人及び翻訳人をいう。

五 「近親者」とは、夫、妻、父、母、息子、娘及び実の兄弟姉妹をいう。

三 「法定代理人」とは、被代理人の父母、養父母、監護人及び保護の責任を負う機関又は団体の代表者をいう。

四 「訴訟関係人」とは、当事者、法定代理人、訴訟代理人、弁護士、証人、鑑定人及び翻訳人をいう。

五 「訴訟代理人」とは、公訴事件の被害者又はその法定代理人若しくは近親者、自訴事件の自訴人又はその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者、附帯民事訴訟の当事者又はその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者をいう。

六 「近親者」とは、夫、妻、父、母、息子、娘及び実の兄弟姉妹をいう。

第二編 事件の立件、捜査及び公訴の提起

第一章 事件の立件

第五九条① 犯罪事実又は容疑者を発見したいかなる機関、団体、企業事業体及び公民も、公安機関、人民検察院又は人民法院に告訴及び告発をする権利と義務を有する。

② 公安機関、人民検察院又は人民法院は、告訴、告発及び犯罪人の自首については、これををすべて受理しなければならない。自己の管轄に属しない事件については、主管機関に移送して処

第二編 事件の立件、捜査及び公訴の提起

第一章 事件の立件

(新設)

第八三条 公安機関又は人民検察院は、犯罪事実又は被疑者を発見した場合、管轄に従って立件し、捜査しなければならない。

(旧五九条一新八四条・改正)

第八四条① 犯罪事実又は被疑者を発見したいかなる組織体及び個人も、公安機関、人民検察院又は人民法院に通報又は告発をする権利と義務を有する。

② 被害者は、その人身又は財産の権利を侵害した犯罪事実ないし被疑者について、公安機関、人民検察院又は人民法院に通報又は告訴をする権利を有する。

③ 公安機関、人民検察院又は人民法院

理させるとともに、告訴人又は告発人に通知しなければならない。自己の管轄に属しない事件であっても、緊急の措置を取らなければならないものについては、まず緊急の措置を取り、その後主管機関に移送さなければならない。

は、通報、告訴及び告発については、これをすべて受理しなければならない。自己の管轄に属しない事件については、主管機関に移送して処理させるとともに、通報人、告訴人又は告発人に通知しなければならない。自己の管轄に属しない事件であっても、緊急の措置を取らなければならないものについては、まず緊急の措置を取り、その後主管機関に移送しなければならない。

- ④ 犯人が公安機関、人民検察院又は人民法院に自首する場合については、前項の規定を適用する。

(旧六〇条一新八五条・改正)

第六〇条① 告訴又は告発は、書面又は口頭ですることができる。口頭による告訴又は告発を受理した担当職員は、調書を作らなければならない、読み聞かせて誤りのないことを確かめた後、告訴人又は告発人が署名又は押印する。

第八五条① 通報、告訴又は告発は、書面又は口頭ですることができる。口頭による通報、告訴又は告発を受理した担当職員は、調書を作らなければならない、読み聞かせて誤りのないことを確かめた後、通報人、告訴人又は告発人が署名又は押印する。

- ② 告訴又は告発を受理した担当職員は、告訴人又は告発人に対して、誣告について負うべき法律上の責任を説明しなければならない。但し、事実を捏造し、証拠を偽造するものでなければ、告訴又は告発の事実と食い違いがあり、甚しく誤った訴えであっても、誣告とは厳格に区別しなければならない。

- ② 通報、告訴又は告発を受理した担当職員は、告訴人又は告発人に対して、誣告について負うべき法律上の責任を説明しなければならない。但し、事実を捏造し、証拠を偽造するものでなければ、告訴又は告発の事実と食い違いがあり、甚しく誤った訴えであっても、誣告とは厳格に区別しなければならない。

- ③ 告訴人又は告発人が自己の氏名を公にすることを欲しない場合には、捜査期間中、その秘密を守らなければならない。

- ③ 公安機関、人民検察院又は人民法院は、通報人、告訴人、告発人及びその近親者の安全を保障しなければならない。通報人、告訴人又は告発人が、自己の氏名、及び通報、告訴又は告発の行為を公にすることを欲しない場合には、その秘密を守らなければならない。

第六一条 人民法院、人民検察院又は公安機関は、告訴、告発及び自首の資料について、管轄に従って、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し刑事責任を追及する必要があると認めたときは、事件を立件しなければならない。犯罪事実が存在しないか又は犯罪事実が著しく軽微で、刑事責任を追及する必要がないと認めたときは、事件を立件せず、立件しない理由を告訴人に通知する。告訴人は不服があるときは、再議を請求することができる。

(旧六一条—新八六条・改正)

第八六条 人民法院、人民検察院又は公安機関は、通報、告訴、告発及び自首の資料について、管轄に従って、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し刑事責任を追及する必要があると認めたときは、事件を立件しなければならない。犯罪事実が存在しないか又は犯罪事実が著しく軽微で、刑事責任を追及する必要がないと認めたときは、事件を立件せず、立件しない理由を告訴人に通知する。告訴人は、不服があるときは、再議を請求することができる。

(新設)

第八七条 人民検察院は、公安機関が立件し、捜査すべき事件であるのに立件せず、捜査しなかったと認めるとき、又は被害者が、公安機関が立件し、捜査すべき事件を立件せず、捜査しなかったとして人民検察院に申し出たときは、人民検察院は、公安機関に立件しなかった理由を説明するよう要求しなければならない。人民検察院が、公安機関が立件しなかったことに理由がないと認めるときは、公安機関に立件するよう通知しなければならず、公安機関はその通知を受け取った後、立件しなければならない。

(新設)

第八八条 自訴事件については、被害者は直接人民法院に起訴する権利を有する。被害者が死亡するか又は行為能力を喪失した場合には、被害者の法定代理人及び近親者は人民法院に起訴する権利を持ち、人民法院は法によって受理しなければならない。

第二章 捜査

第二章 捜査

（新設）

第一節 一般規定

（新設）

第八九条 公安機関は、立件した刑事事件について捜査し、被疑者が有罪であるか無罪であるか、また、罪が軽いか重いかに関する証拠資料を収集し、取調べなければならない。現行犯又は重大な容疑者については、法によって直ちに逮捕することができる。勾留の条件に当たる被疑者については、法によって勾留しなければならない。

（新設）

第九〇条 公安機関は、捜査を経て、証拠によって犯罪事実を証明できる事件について予備審査を行い、収集して、取調べた証拠資料を確認しなければならない。

（旧第一節一新第二節）

第二節 被疑者の取調べ

（旧六二条一新九一条・改正）

第九一条 被疑者の取調べは、人民検察院又は公安機関の捜査員が責任をもって行わなければならない。取調べに当たっては、捜査員は二人より少なくてはならない。

（旧六三条一新九二条・改正）

第九二条① 勾留又は逮捕の必要のない被疑者については、所在地の市又は県内の指定の場所に出頭を求めるか、又はその住所で取調べを行うことができる。但し、人民検察院又は公安機関の証明書を提示しなければならない。

② 召喚又は連行（による身柄拘束）の

第一節 被告人の取調べ

第六二条 被告人の取調べは、人民検察院又は公安機関の捜査員が責任をもって行わなければならない。取調べに当たっては、捜査員は二人より少なくてはならない。

第六三条 勾留又は逮捕の必要のない被告人については、指定の場所に出頭を求めるか又はその住所若しくは所属する組織体で取調べを行うことができる。但し、人民検察院又は公安機関の証明書を提示しなければならない。

第六四条 捜査員は、被告人の取調べに当たって、まず被告人の犯罪行為の有無を取調べ、被告人に有罪の情状についての陳述又は無罪についての弁解を行わせた後、質問をしなければならない。被告人は捜査員の質問に対して、ありのままに答えなければならない。但し、当該事件と関係のない質問に対しては、回答を拒否する権利を有する。

第六五条 聾・啞の被告人の取調べには、手話に通じた者を加えるとともに、その状況を調書に明記しなければならない。

第六六条 取調べ調書は被告人に誤りのないことを確かめさせなければならない。閲覧能力のない者には、読み聞かせなければならない。記載に遺漏又は誤りがあった場合、被告人は補充又は変更を申し立てることができる。被告人は調書に誤りがないことを承認した後、署名又は押印しなければならない。被告人が供述を自ら筆記することを要求するときは、許諾しなければならない。必要なときは、捜査員も被告人が自ら供述を筆記するよう求めることができる。

持続時間は、最長十二時間を超えてはならない。連続的な召喚又は連行（による身柄拘束）の形式で被疑者を拘禁してはならない。

(旧六四条—新九三条・改正)

第九三条 捜査員は、被疑者の取調べに当たって、まず被疑者の犯罪行為の有無を取調べ、被疑者に有罪の情状についての陳述又は無罪についての弁解を行わせた後、質問をしなければならない。被疑者は、捜査員の質問に対して、ありのままに答えなければならない。但し、当該事件と関係のない質問に対しては、回答を拒否する権利を有する。

(旧六五条—新九四条・改正)

第九四条 聾、啞の被疑者の取調べには、手話に通じた者を加えるとともに、その状況を調書に明記しなければならない。

(旧六六条—新九五条・改正)

第九五条 取調べ調書は、被疑者に誤りのないことを確かめさせなければならない。閲覧能力のない者には、読み聞かせなければならない。記載に遺漏又は誤りがあった場合、被疑者は補充又は変更を申し立てることができる。被疑者は、調書に誤りがないことを承認した後、署名又は押印しなければならない。被疑者が供述を自ら筆記することを要求するときは、許諾しなければならない。必要なときは、捜査員も被疑者が自ら供述を筆記するよう求めることができる。

(新設)

第九六条① 被疑者は、捜査機関による第一回の取調べの後、又は強制措置をされた日から、法律の相談、申立て及び告訴の代理のために、弁護士を依頼

することができる。被疑者が勾留された場合、依頼を受けている弁護士はその者のために立保証を申請することができる。国家秘密にかかわる事件については、被疑者が弁護士を依頼するには、捜査機関の許可を受けなければならない。

- ② 依頼を受けた弁護士は、捜査機関に尋ねて被疑者にかかわる罪名を知る権利を持ち、また拘禁されている被疑者に接見し、事件に関する事情を尋ねることができる。弁護士が拘禁されている被疑者に接見するときには、事件の事情及び必要性によって、捜査機関は捜査員に立ち会いをさせることができる。国家の秘密にかかわる事件について弁護士が被疑者に接見するには、捜査機関の許可を受けなければならない。

（旧第二節一新第三節）

第三節 証人尋問

（旧六七条一新九七条・同）

第九七条① 捜査員による証人尋問は、証人の所属する組織体の構内又は証人の住居で行うことができる。その場合には、人民検察院又は公安機関の証明書を提示しなければならない。必要なときには、証人に通知して人民検察院又は公安機関で証言させることもできる。

- ② 証人尋問は個別に行わなければならない。

（旧六八条一新九八条・改正）

第九八条① 証人を尋問する際には、証人は証拠、証言をありのままに提供しなければならないこと、及び意図的に偽証するか又は罪証を隠匿したとき負わなければならない法律上の責任を告

第二節 証人尋問

第六七条 同

第六八条 証人を尋問する際には、証人は証拠、証言をありのままに提供しなければならないこと、及び意図的に偽造するか又は罪証を隠匿したとき負わなければならない法律上の責任を告

なければならない。

第六九条 第六六条の規定は、証人尋問にも適用する。

第七〇条 同

第三節 検証及び身体検査

第七一条 同

第七二条 同

第七三条 捜査員は、検証又は身体検査を行うときは、公安機関の証明書を所持しなければならない。

第七四条 同

第七五条① 被害者又は被告人の一定の

知しなければならない。

② 十八歳未満の証人を尋問する際には、その法定代理人に通知して立ち会わせることができる。

(旧六九条一新九九条)

第九九条 九五条の規定は、証人尋問にも適用する。

(旧七〇条一新一〇〇条・同)

第一〇〇条 被害者の尋問には、本節各条の規定を適用する。

(旧第三節一新第四節)

第四節 検証及び身体検査

(旧七一条一新一〇一条・同)

第一〇一条 捜査員は、犯罪に関係のある場所、物、身体又は死体について、検証又は検査を行わなければならない。必要なときは、専門知識を持つ者を指名派遣するか又は招聘して、捜査員の主宰の下に検証、身体検査を行うことができる。

(旧七二条一新一〇二条・同)

第一〇二条 いかなる組織体及び個人も、すべて犯罪現場を保全するとともに、直ちに公安機関に検証のための係員を派遣するよう通知する義務を負う。

(旧七三条一新一〇三条・改正)

第一〇三条 捜査員は、検証又は身体検査を行うときは、人民検察院又は公安機関の証明書を所持しなければならない。

(旧七四条一新一〇四条・同)

第一〇四条 死因不明の死体について、公安機関は解剖を決定する権利を持つとともに、死者の家族に現場に立ち会うことを通知する。

(旧七五条一新一〇五条・改正)

第一〇五条① 被害者又は被疑者の一定

特徴、傷害状況又は生理的状态を確認するため、その身体を検査することができる。

- ② 被告人が身体検査を拒絶した場合に、捜査員が必要と認めるときは、強制的に身体を検査することができる。
- ③ 女子の身体検査は、女子職員又は医師が行わなければならない。

第七六条 同

第七七条 同

第七八条 同

第四節 捜 索

第七九条 捜査員は、犯罪の証拠を収集し、犯人を検挙するため、被告人若しくは犯人、又は犯罪の証拠を藏匿する可能性のある者の身体、物品、住居及

の特徴、傷害状況又は生理的状态を確認するため、その身体を検査することができる。

- ② 被疑者が身体検査を拒絶した場合に、捜査員が必要と認めるときは、強制的に身体を検査することができる。
- ③ 女子の身体検査は、女子職員又は医師が行わなければならない。

（旧七六条—新一〇六条・同）

第一〇六条 検証及び身体検査の状況は調書に記録し、検証又は身体検査に加わった者及び立会人が署名又は押印しなければならない。

（旧七七条—新一〇七条・同）

第一〇七条 人民検察院は、事件の審査に当たって、公安機関の検証又は身体検査について、再検証又は再検査の必要を認めたときは、公安機関に再検証又は再検査を要求することができ、又は検察員を派遣してそれに参加させることができる。

（旧七八条—新一〇八条・同）

第一〇八条① 事件の内容を明らかにするために、必要なときは、公安局長の承認を経て、捜査実験*を行うことができる。

- ② 捜査実験においては、危険を生じ、人格を侮辱し、又は風紀を害するおそれのある行為は、すべて禁止する。
*ここにいう「捜査実験」は、犯行再現のことである。

（旧第四節—新第五節）

第五節 捜 索

（旧七九条—新一〇九条・改正）

第一〇九条 捜査員は、犯罪の証拠を収集し、犯人を検挙するため、犯人若しくは犯罪の証拠を藏匿する可能性のある者又は被疑者の身体、物品、住居及

びその他の関係のある場所について捜索をすることができる。

第八〇条 いかなる組織体及び個人も、人民検察院及び公安機関の要求に応じて、被告人の有罪又は無罪を証明する証拠物及び証拠書類を提出する義務を負う。

第八一条 同

第八二条 同

第八三条 同

第五節 証拠物及び証拠書類の押収

第八四条① 検証又は捜索中に発見した被告人の有罪又は無罪を証明する各種の物及び文書は、押収しなければならない。事件と関係のない物、文書は押

びその他の関係ある場所について捜索をすることができる。

(旧八〇条—新一一〇条・改正)

第一一〇条 いかなる組織体及び個人も、人民検察院又は公安機関の要求に応じて、被疑者の有罪又は無罪を証明する証拠物、証拠書類及び視聴資料を提供する義務を負う。

(旧八一条—新一一一条・同)

第一一一条① 捜索を行うに当たっては、捜索を受ける者に対し、捜索状を提示しなければならない。

② 勾留又は逮捕を執行するに当たっては、緊急な場合には、捜索状がなくても捜索を行うことができる。

(旧八二条—新一一二条・同)

第一一二条① 捜索においては、捜索を受ける者又はその家族、隣人若しくはその他の立会人を立ち会わせなければならない。

② 女子の身体への捜索は、女子職員が行わなければならない。

(旧八三条—新一一三条・同)

第一一三条 捜索の状況は調書に記録し、捜索員及び捜索を受ける者又はその家族、隣人若しくはその他の立会人が署名又は押印しなければならない。捜索を受ける者又はその家族が逃亡中であるか、又は署名、押印を拒否した場合は、調書にその旨を記載しなければならない。

(旧第五節—新第六節)

第六節 証拠物及び証拠書類の押収

(旧八四条—新一一四条・改正)

第一一四条① 検証又は捜索中に発見した被疑者の有罪又は無罪を証明する各種の物及び文書は、押収しなければならない。事件と関係のない物及び文書

取してはならない。

- ② 押収した物及び文書については、適切に保管又は封緘しなければならず、使用又は破損してはならない。

第八十五条 同

第八十六条 捜査員は、被告人の郵便物又は、電報を押収する必要があると認めたときは、公安機関又は人民檢察院の承認を経て、直ちに郵便電信機関に通知し、関係する郵便物又は電報を提出させ、押収することができる。

第八十七条 押収した物、文書、郵便物又は電報について、調査の結果によって事件と関係のないことが明らかになったものは、速やかに所有者又は郵便通信機関に返還しなければならない。

は押収してはならない。

- ② 押収した物及び文書については、適切に保管又は封緘しなければならず、使用又は破損してはならない。

（旧八五条—新——五条・同）

第一——五条 押収した物及び文書については、現場において立会人及び被押収物の所有者が共同で十分に点検した上、その場において目録を二部作成し、捜査員、立会人及び所有者が署名又は押印し、一部を所有者に交付し、他の一部は審理の参考とするため調査に添付する。

（旧八六条—新——六条・改正）

第一——六条① 捜査員は、被疑者の郵便物又は電報を押収する必要があると認めたときは、公安機関又は人民檢察院の承認を経て、直ちに郵便電信機関に通知し、関係する郵便物又は電報を提出させ、押収することができる。

- ② 押収を継続する必要のない場合は、速やかに郵便電信機関に通知しなければならない。

（新設）

第一——七条① 人民檢察院又は公安機関は、犯罪捜査の必要に応じて、関連規定により被疑者の貯金又は送金について調査し、凍結することができる。

- ② 被疑者の貯金又は送金がすでに凍結されている場合は、重ねて凍結してはならない。

（旧八七条—新——八条・改正）

第一——八条 押収した物、文書、郵便物、電報又は凍結した貯金及び送金について、調査の結果によって事件と関係のないことが明らかになったものは、三日以内に押収、凍結を解除し、所有者又は郵便電信機関に返還しなければならない。

第六節 鑑 定

第八八条 同

第八九条 鑑定人は、鑑定した後、鑑定結果を書面にし、署名しなければならない。

第九〇条 証拠として用いる鑑定結果は、被告人に告げなければならない。
被告人の申請があるときは、補充鑑定又は再鑑定をすることができる。

第七節 指名手配

第九一条① 公安機関は、勾留すべき被

(旧第六節—新第七節)

第七節 鑑 定

(旧八八条—新一一九条・同)

第一一九条 事件の内容を明らかにするため、事件に含まれる専門的な問題を解決する必要があるときは、専門知識を持つ者を指名派遣し、又は招聘して、鑑定させなければならない。

(旧八九条—新一二〇条・改正)

第一二〇条① 鑑定人は、鑑定した後、鑑定結果を書面にし、署名しなければならない。

② 人身傷害の医学的鑑定に異議があり、再鑑定の必要がある場合、又は精神病の医学的鑑定を行う場合は、省級人民政府が指定する医院によってこれを行う。鑑定人は、鑑定を行った後、鑑定結果を書面にするとともに、鑑定人が署名し、医院が押印しなければならない。

③ 鑑定人は、故意に虚偽の鑑定を行った場合、法律上の責任を負わなければならない。

(旧九〇条—新一二一条・改正)

第一二一条 捜査機関は、証拠として用いる鑑定結果を被疑者及び被害者に告知しなければならない。被疑者又は被害者の申請があるときは、補充鑑定又は再鑑定をすることができる。

(新設)

第一二二条 被疑者に対し精神病鑑定を行う期間は、捜査、起訴及び裁判の期間に算入しない。

(旧第七節—新第八節)

第八節 指名手配

(旧九一条—新一二三条・改正)

第一二三条① 公安機関は、勾留すべき

告人が逃走中の場合、効果的な措置を取り、追跡し捕捉するため、指名手配令状を発付することができる。

- ② 各級公安機関は、管轄区域内において指名手配令状を発付することができる。管轄区域外においては、決定権を持つ上級機関に報告して発付を請求しなければならない。

第八節 捜査の終結

- 第九二条①** 捜査中の被告人の身柄拘束の期間は、二箇月を超えてはならない。事件の内容が複雑で、期間内に捜査を終結しえない事件については、一級上の人民検察院の承認を経て、一箇月延長することができる。
- ② 特に重大で複雑な事件については、前項の規定に従い延長した後なお終結しえない場合、最高人民検察院は全国人民代表大会常務委員会に報告して延長審理の承認を請求する。

被疑者が逃走中の場合、効果的な措置を取り、追跡し捕捉するため、指名手配令状を発付することができる。

- ② 各級公安機関は、管轄区域内において指名手配令状を発付することができる。管轄区域外においては、決定権を持つ上級機関に報告して発付を請求しなければならない。

（旧第八節一新第九節）

第九節 捜査の終結

（旧九二条第一項—新一二四条）

- 第一二四条** 被疑者を勾留した後の捜査のための身柄拘束期間は、二箇月を超えてはならない。事件の内容が複雑で、期間内に捜査を終結しえない事件については、一級上の人民検察院の承認を経て、一箇月延長することができる。

（旧九二条第二項—新一二五条）

- 第一二五条** 特殊な原因で、比較的長い期間裁判に移すことができない特別重大で複雑な事件については、最高人民検察院は、全国人民代表大会常務委員会に審理延期の承認を請求する。

（新設）

- 第一二六条** 次に掲げる事件が、第一二四条の規定の期限内に捜査を終結しえない場合には、省、自治区又は直轄市人民検察院の承認又は決定を経て、二箇月延長することができる。

- 一 交通が極めて不便で辺ぴな地区の重大で複雑な事件。
- 二 犯罪集団による重大な事件。
- 三 放浪中に犯罪を犯す重大で複雑な事件。
- 四 犯罪が広い範囲にわたり、証拠を収集することが困難な重大で複雑な事件。

(新設)

第一二七条 被疑者に対し懲役十年以上の刑を科する可能性があり、前条の規定による延長期限内になお捜査を終結しえない場合には、省、自治区又は直轄市の人民検察院の承認又は決定を経て、さらに二箇月延長することができる。

(新設)

第一二八条① 捜査の期間中に、被疑者が別の重要な犯罪を犯したことが発覚した場合は、第一二四条の規定による捜査のための身柄拘束期間は、別罪の発覚の日から起算する。

② 被疑者が真実の氏名、住所を言わず、身元が不明であるときは、捜査のための身柄拘束期間は、その者の身元が明らかになった日から起算する。但し、その犯行に対する捜査、証拠収集を停止してはならない。犯罪事実が明らかで、証拠が確実で、十分である場合は、その者の自称する氏名で人民検察院に送致し、公訴の提起を求めることもできる。

(旧九三条—新—二九条・改正)

第一二九条 公安機関は、捜査を終結した事件については、犯罪事実が明らかで、証拠が確実で、十分であるようにしなければならず、さらに、起訴意見書を作成して、事件の関係資料、証拠物とともに同級の人民検察院に送致し、審査決定を求めなければならない。

(旧九四条—新—一三〇条・改正)

第一三〇条 捜査の過程において、被疑者の刑事責任を追及すべきでないことが判明したときは、事件の立件を取り消

第九三条① 人民検察院は、捜査した事件について、捜査終結後、公訴提起、起訴免除又は事件取り消しの決定を下さなければならない。

② 公安機関は、捜査した事件について、捜査終結後、起訴意見書又は起訴免除意見書を作成し、事件の関係資料及び証拠物とともに同級の人民検察院に送致して、審査決定を求めなければならない。

第九四条 捜査の過程において、被告人の刑事責任を追及すべきでないことが判明したときは、事件の立件を取り消

さなければならない。被告人がすでに勾留されているときは直ちに釈放し、釈放証明を発行するとともに、勾留を承認した人民検察院に通知しなければならない。

消さなければならない。被疑者がすでに勾留されているときは直ちに釈放し、釈放証明を発行するとともに、勾留を承認した人民検察院に通知しなければならない。

（新設）

第一〇節 人民検察院が直接受理する事件の捜査

（新設）

第一三一条 人民検察院が直接受理する事件の捜査については、（本節の規定によるほか）本章の規定を適用する。

（新設）

第一三二条 人民検察院が直接受理する事件の中に、第六〇条、第六一条第四号又は第五号の規定に該当する事情があり、被疑者を勾留し、又は逮捕する必要があるときは、人民検察院が決定し、公安機関がこれを執行する。

（新設）

第一三三条 人民検察院は、直接受理する事件について、逮捕された者に対しては、逮捕後二十四時間以内に取調べを行わなければならない。逮捕が不当であると判明した場合は、速やかに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。勾留の必要があるが、証拠が十分でない場合は、立保証又は居住監視とすることができる。

（新設）

第一三四条 人民検察院は、直接受理する事件について逮捕された者を勾留する必要があると認めた場合は、十日以内に決定しなければならない。特別な場合には、勾留を決定する期間は一日ないし四日延長することができる。勾留の必要のない場合には、速やかに釈放し、捜査を継続する必要がある、立

保証又は居住監視の条件に該当する場合には、法によって保証を立てさせ、又は居住監視をすることができる。

(新設)

第一三五条 人民検察院は、捜査を終結した事件については、公訴の提起、不起訴又は事件取り消しの決定をしなければならない。

第三章 公訴の提起

第九五条 公訴を提起するか又は起訴を免除する必要のある事件は、すべて人民検察院が審査し、決定する。

第九六条 同

第九七条 人民検察院は、公安機関から送致された起訴又は起訴免除の事件について、一箇月以内に決定を下さなければならない。重大で、複雑な事件については半月延長することができる。

第三章 公訴の提起

(旧九五条—新一三六条・改正)

第一三六条 公訴を提起する必要のある事件は、すべて人民検察院が審査し、決定する。

(旧九六条—新一三七条・同)

第一三七条 人民検察院は、事件の審査に当たって、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 犯罪事実、情状が明らかであるかどうか、証拠が確実、十分であるかどうか、犯罪の性質及び罪名の認定が正しいかどうか。
- 二 犯罪行為及び他に刑事責任を追及すべき者の遺漏がないかどうか。
- 三 刑事責任を追及すべきでない場合かどうか。
- 四 附帯民事訴訟があるかどうか。
- 五 捜査活動が適法かどうか。

(旧九七条—新一三八条・改正)

第一三八条① 人民検察院は、公安機関から送致された起訴事件について、一箇月以内に決定を下さなければならない。重大で、複雑な事件については半月延長することができる。

② 人民検察院により審査、起訴された事件の管轄が変更された場合は、変更された後の人民検察院が事件を受理した日から、起訴の期間を起算する。

第九八条 人民檢察院は、事件の審査に当たって、被告人を取調べなければならない。

第九九条① 人民檢察院は、事件の審査に当たって、補充捜査の必要なものについては、自ら捜査を行うことができ、又は公安機関に差戻し、補充捜査させることができる。

② 補充捜査の事件については、一箇月以内に補充捜査を終了しなければならない。

第一〇〇条 人民檢察院は、被告人の犯罪事実が確認され、証拠が確実、十分であり、法に基づいて刑事責任を追及しなければならないと認めるときは、起訴の決定を下し、裁判管轄の規定に従って、人民法院に公訴を提起しなければならない。

第一〇一条 刑法の規定により刑を科する必要のないか又は刑を免除する場合には、人民檢察院は起訴免除にすること

（旧九八条—新—三九条・改正）

第一三九条 人民檢察院は、事件の審査に当たって被疑者を取調べなければならない、被害者及び被疑者又は被害者の依頼する者から意見を聴取しなければならない。

（旧九九条—新—四〇条・改正）

第一四〇条① 人民檢察院は、事件の審査に当たって、公安機関に公判のための必要な証拠資料の提供を要求することができる。

② 人民檢察院は、事件の審査に当たって、補充捜査の必要なものについては、公安機関に差戻して補充捜査をさせ、又は自ら捜査を行うことができる。

③ 補充捜査の事件については、一箇月以内に補充捜査を終了しなければならない。補充捜査は二回を限度とする。補充捜査が終了して、人民檢察院に送致したときは、人民檢察院による起訴の期間は改めてこれを起算する。

④ 補充捜査をした事件について、人民檢察院は、証拠がなお不十分であり、起訴の条件に該当しないと認めるときは、不起訴の決定を行うことができる。

（旧一〇〇条—新—四一条・改正）

第一四一条 人民檢察院は、被疑者の犯罪事実が確認され、証拠が確実、十分であり、法に基づいて刑事責任を追及しなければならないと認めるときは、起訴の決定を行い、裁判管轄の規定に従って、人民法院に公訴を提起しなければならない。

（旧一〇一条—新—四二条・改正）

第一四二条① 被疑者に第一五条の規定する事由の一つがある場合は、人民檢察院は不起訴の決定を行わなければならない

とができる。

第一〇二条① 起訴免除の決定は、公告するとともに、起訴免除の決定書を被告人及びその所属する組織体に交付しなければならない。被告人が拘禁されている場合は、直ちに釈放しなければならない。

② 公安機関が送致した起訴事件に対し、人民検察院は起訴免除を決定した場合は、起訴免除決定書を公安機関に交付しなければならない。公安機関は、起訴免除の決定が誤りであると認めた場合、再議を申請することができ、再議の意見が受け入れられない場合には、一級上の人民検察院に再審査を求めることができる。

③ 被害者のある事件に対する起訴免除

らない。

② 犯罪の情状が軽く、刑法の規定に基づいて刑を科する必要のないもの、又は刑を免除するものについては、人民検察院は不起訴の決定を行うことができる。

③ 人民検察院は、不起訴を決定するとともに、捜査中に押収、凍結した財産又は物に対する押収、凍結を解除しなければならない。不起訴とされた者に対して行政罰若しくは行政処分を課し、又は違法な所得を没収する必要があるときは、人民検察院は、検察意見を提出し、関係する主管機関に移し、処理させなければならない。関係する主管機関は、その処理の結果を速やかに人民検察院に通知しなければならない。

(旧一〇二条を三条(一四三条、一四四条、一四五条)に分ける。旧一〇二条一新一四三条)

第一四三条 不起訴の決定は、公示するとともに、不起訴決定書を不起訴とされた者及びその所属する組織体に交付しなければならない。不起訴とされた者が拘禁されている場合は、直ちに釈放しなければならない。

(旧一〇二条二項一新一四四条)

第一四四条 公安機関が送致した起訴事件に対し、人民検察院が不起訴を決定した場合は、不起訴決定書を公安機関に送達しなければならない。公安機関は、不起訴の決定が誤りであると認めた場合、再議を申請することができ、再議の意見が受け入れられない場合には、一級上の人民検察院に再審査を求めることができる。

(旧一〇二条三項一新一四五条)

第一四五条 被害者のある事件に対する

を決定するについては、人民検察院は起訴免除の決定書を被害者に送達しなければならない。被害者が不服の場合、決定書を受け取った日から七日以内に、一級上の人民検察院に不服申立てをすることができる。人民検察院は再審査の結果を被害者に告げなければならない。

第一〇三条 起訴免除の決定について、被告人は不服の場合、七日以内に人民検察院に不服申立てをすることができる。人民検察院は再審査の決定を下し、被告人に告げるとともに、公安機関に謄本を送達しなければならない。

第一〇四条① 被告人が本法第一条に規定する事情の一つを有するとき、人民検察院は不起訴の決定を下さなければならない。

② 本法第一〇二条の規定は、不起訴の規定に適用する。

不起訴を決定するについては、人民検察院は、不起訴決定書を被害者に送達しなければならない。被害者が不服の場合、決定書を受け取った日から七日以内に、一級上の人民検察院に申立て、公訴を提起するよう請求することができる。人民検察院は、再審査の決定を被害者に告知しなければならない。人民検察院が不起訴の決定を維持する場合には、被害者は、人民法院に起訴をすることができる。また、被害者は（一級上の人民検察院への）申立てを経ず、直接に人民法院に起訴することもできる。人民法院が事件を受理した後、人民検察院は、事件に関する資料を人民法院に移送しなければならない。

（旧一〇三条—新一四六条・改正）

第一四六条 人民検察院が第一四二条第二項の規定によって行った不起訴の決定に対し、不起訴とされた者が不服の場合には、決定書を受け取った日から七日以内に人民検察院に申立てを行うことができる。人民検察院は、再審査の決定を行わなければならない、不起訴とされた者に告知するとともに、公安機関にその謄本を送達しなければならない。

（旧一〇四条は廃止）

第三編 裁 判

第一章 裁判組織

第一〇五条① 基層人民法院及び中級人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、自訴事件及びその他の軽微な刑事事件を裁判員一名が単独で裁判することができるほかは、裁判員一名、人民陪审员の二名による合議廷を構成して裁判しなければならない。

② 高級人民法院及び最高人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、裁判員一名ないし三名で、人民陪审员二名ないし四名による合議廷を構成して裁判しなければならない。

③ 人民法院で職務を執行する人民陪审员は、裁判員と同等の権利を持つ。

④ 人民法院は、上訴及び抗訴事件の裁判に当たって、裁判員三名ないし五名による合議廷を構成して裁判する。

⑤ 合議廷は、院長又は廷長が裁判員一名を指定して裁判長とする。院長又は廷長が事件の裁判に加わるときは、自ら裁判長となる。

第一〇六条 合議廷が行う評議において、意見が分かれた場合は、少数は多数に従わなければならない。但し、少数者の意見は、記録にとどめておかな

第三編 裁 判

第一章 裁判組織

(旧一〇五条―新一四七条・改正)

第一四七条① 基層人民法院及び中級人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、裁判員三名又は裁判員と人民陪审员との三名による合議廷を構成して裁判しなければならない。但し、基層人民法院が簡易手続を適用する事件については、裁判員一名が単独で裁判することができる。

② 高級人民法院及び最高人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、裁判員三名ないし七名で、又は裁判員と人民陪审员との合計三名ないし七名による合議廷を構成して裁判しなければならない。

③ 人民法院で職務を執行する人民陪审员は、裁判員と同等の権利を持つ。

④ 人民法院は、上訴及び抗訴*事件の裁判においては、裁判員三名ないし五名による合議廷を構成して裁判する。

⑤ 合議廷の構成員の人数は、奇数でなければならない。

⑥ 合議廷は、院長又は廷長が裁判員一名を指定して裁判長とする。院長又は廷長が事件の裁判に加わるときは、自ら裁判長となる。

*当事者の上訴は「上訴」といい、
検察側の上訴は「抗訴」という。

(旧一〇六条―新一四八条・改正)

第一四八条 合議廷が行う評議において意見が分かれた場合は、多数者の意見で決定しなければならない。但し、少数者の意見は記録にとどめておかな

なければならない。評議の記録には、合議廷の構成員が署名する。

第一〇七条 疑義のあるか又は重大な事件について、院長が裁判委員会の討議に付する必要があると認めた場合は、院長に送付して、裁判委員会が討議し決定する。合議廷は、裁判委員会の決定を執行しなければならない。

第二章 第一審手続

第一節 公訴事件

第一〇八条 人民法院は、公訴が提起された事件を審査した後、犯罪事実が明らかであり、証拠が充分なものについては、公判を開くことを決定しなければならない。主な事実が明らかでなく、証拠が不十分なものについては、人民檢察院に差戻して、補充捜査をさせることができる。刑を科するの必要のないものについては、人民檢察院に起訴の取り消しを要求することができる。

第一〇九条 人民法院は、必要なときは、検証、身体検査、搜索、押収及び鑑定を行うことができる。

第一一〇条① 人民法院は、開廷決定の後、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 合議廷の構成員を確定する。
- 二 人民檢察院の起訴状の謄本を遅くとも開廷の七日前までに被告人に送達するとともに、被告人が弁護人を

なければならない。評議の記録には、合議廷の構成員が署名する。

（旧一〇七条—新一四九条・改正）

第一四九条 合議廷は、開廷し、審理し、且つ評議してから、判決を言い渡さなければならない。疑義があり、複雑で、重大な事件について、合議廷が決定を行うことが困難であると認めた場合は、合議廷は事件を院長に送付して、裁判委員会が討議し決定する。合議廷は、裁判委員会の決定を執行しなければならない。

第二章 第一審手続

第一節 公訴事件

（旧一〇八条—新一五〇条・改正）

第一五〇条 人民法院は、公訴が提起された事件を審査した後、起訴状に明らかな犯罪事実の記載があり、且つ証拠の目録、証人名簿及び主な証拠の複写文書又は写真が付されている場合には、公判を開くことを決定しなければならない。

（旧一〇九条は廃止）

（旧一一〇条—新一五一条・改正）

第一五一条① 人民法院は、開廷決定の後、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 合議廷の構成員を確定する。
- 二 人民檢察院の起訴状の謄本を遅くとも開廷の十日前までに被告人に送達する。被告人が弁護人を依頼して

依頼することができることを告知し、必要なときには、被告人のために弁護士を指定する。

三 公判期日及び場所を開廷の三日前までに人民検察院に通知する。

四 当事者を召喚し、弁護士、証人、鑑定人及び翻訳人に通知する。召喚状及び通知書は遅くとも開廷の三日前までに送達する。

五 公開裁判の事件は、あらかじめ事件名、被告人の氏名、開廷の期日及び場所を公示する。

② 前項の活動状況は、記録にとどめ、裁判員及び書記員が署名しなければならない。

第一——条 同

第一——二条① 人民法院が公訴事件を審理するときは、犯罪が比較的軽微で人民法院の同意を得たものを除いて、人民検察院は担当者を法廷に出席させ、公訴を維持させなければならない。

② 出廷した検察要員は、裁判活動に違

いない場合には、被告人に弁護人を依頼することができることを告知し、又は、必要なときには、被告人のために弁護を提供する法律援助義務を負う弁護士を指定する。

三 公判期日及び場所を開廷の三日前までに人民検察院に通知する。

四 当事者を召喚し、弁護士、訴訟代理人、証人、鑑定人及び翻訳人に通知する。召喚状及び通知書は遅くとも開廷の三日前までに送達する。

五 公開裁判の事件は、開廷の三日前までに、あらかじめ事件名、被告人の氏名、開廷の期日及び場所を公示する。

② 前項の活動状況は、記録にとどめ、裁判員及び書記員が署名しなければならない。

(旧——一条—新—一五二条・同)

第一五二条① 人民法院の第一審事件の裁判は、公開して行わなければならない。但し、国家の秘密又は個人のプライバシーに関わる事件は、審理を公開しない。

② 十四歳以上十六歳未満の未成年者の犯罪事件は、すべて審理を公開しない。十六歳以上十八歳未満の未成年者の犯罪事件も、原則として審理は公開しない。

③ 審理を公開しない事件については、法廷で審理を公開しない理由を表明しなければならない。

(旧——二条—新—一五三条・改正)

第一五三条 人民法院が公訴事件を審理するときは、人民検察院は担当者^を法廷に出席させ、公訴を維持させなければならない。但し、第一七五条の規定によって簡易手続を適用する場合は、人民検察院は担当者を法廷に出席させ

法な状況があることを発見したときは、法廷に対し是正意見を提出する権限を持つ。

第一一三条 裁判長は、開廷に際し、当事者が出頭したか否かを確認し、事件名を宣言する。また、合議廷の構成員、書記員、公訴員、弁護人、鑑定人及び翻訳人の名簿を読み上げ、当事者が合議廷の構成員、書記員、公訴員、鑑定人及び翻訳人に対し回避を請求する権利を持つことを告知し、さらに被告人が弁護の権利を持つことを告知する。

第一一四条① 公訴員が公判において起訴状を朗読した後、裁判員は被告人に対する尋問を始める。

- ② 公訴人は、裁判長の許可を得て、被告人を取調べることができる。
- ③ 被害者、附帯民事訴訟の原告及びその弁護人は、裁判長の許可を得て、被告人に質問することができる。

第一一五条 裁判員及び公訴員は、証人を尋問するに当たって、証人が証言をありのままに提供しなければならないこと、及び意図的に偽証するか又は罪証を隠匿した場合に、負わなければならない法律上の責任を証人に告知しなければならない。当事者及び弁護人は、裁判長が証人、鑑定人に質問することを請求するか又は裁判長に対し直接質問の許可を請求することができる。裁判長は、質問の内容が事件と無

ないことができる。

（旧一一三条—新一五四条・改正）

第一五四条 裁判長は、開廷に際し、当事者が出頭したか否かを確認し、事件名を宣言する。また、合議廷の構成員、書記員、公訴員、弁護人、訴訟代理人、鑑定人及び翻訳人の名簿を読み上げ、当事者が合議廷の構成員、書記員、公訴員、鑑定人及び翻訳人に対し回避を請求する権利を持つことを告知し、さらに被告人が弁護の権利を持つことを告知する。

（旧一一四条—新一五五条・改正）

第一五五条① 公訴員が公判において起訴状を朗読した後、被告人及び被害者は、起訴状に記載した犯罪事実について陳述することができる。また、公訴員は、被告人を尋問することができる。

- ② 被害者、附帯民事訴訟の原告及びその弁護人又は訴訟代理人は、裁判長の許可を得て、被告人に質問することができる。
- ③ 裁判員は、被告人を尋問することができる。

（旧一一五条—新一五六条・改正）

第一五六条① 裁判員は、証人が立証するに当たって、証言をありのままに提供しなければならないこと、及び意図的に偽証するか又は罪証を隠匿した場合に、負わなければならない法律上の責任を告げなければならない。公訴員、当事者又はその弁護人若しくは訴訟代理人は、裁判長の許可を経て、証人、鑑定人に質問することができる。裁判長は質問の内容が事件と無関係であると認めたときは、制止しなければ

関係であると認めたときは、制止しなければならない。

第一一六条 裁判員は、被告人に証拠物を示して、判別させなければならない。出頭していない証人の証言記録、鑑定人の鑑定結果、検証調書及びその他の証拠となる書類は、法廷において朗読するとともに、当事者及び弁護人の意見を聴取しなければならない。

第一一七条① 当事者及び弁護人は、法廷の審理過程において、新しい証人に出頭を通知し、新しい証拠物を取り調べるよう請求し、再鑑定又は再検証を請求する権利を持つ。

② 法廷は、前項の請求について、採用するか否かの決定を下さなければならない。

第一一八条 法廷の調査後、公訴人が発言し、被害者が発言してから、被告人が陳述及び弁解した後、弁護人が弁護を行わなければならない、さらに相互の弁論を行うことができる。裁判長が弁論終結を言い渡した後、被告人は最後に陳述する権利を持つ。

ならない。

② 裁判員は、証人及び鑑定人を尋問することができる。

(旧一一六条―新一五七条・改正)

第一五七条 公訴員及び弁護人は、法廷で証拠物を示して、当事者に弁別させなければならない、出頭していない証人の証言記録、鑑定人の鑑定結果、検証調書及びその他の証拠となる書類は、法廷において朗読しなければならない。裁判員は、公訴員、当事者、弁護人及び訴訟代理人の意見を聴取しなければならない。

(新設)

第一五八条① 合議廷は、法廷審理の過程において証拠に対し疑問のある場合には、証拠を調査し、確認するため休廷を言い渡すことができる。

② 人民法院は、証拠を調査し、確認するに際して、検証、身体検査、押収、鑑定、(貯金又は送金の)調査及び凍結をすることができる。

(旧一一七条―新一五九条・改正)

第一五九条① 当事者、弁護人及び訴訟代理人は、法廷の審理過程において、新しい証人に出頭を通知し、新しい証拠物を取調べるよう請求し、再鑑定又は再検証を請求する権利を持つ。

② 法廷は、前項の請求について、採用するか否かの決定を下さなければならない。

(旧一一八条―新一六〇条・改正)

第一六〇条 公訴員、当事者、弁護人及び訴訟代理人は、裁判長の許可を得て、証拠及び事件の事情について意見を表明することができ、さらに相互の弁論を行うことができる。裁判長が弁論終結を言渡した後、被告人は最後に陳述する権利を持つ。

第一一九条 裁判長は、法廷での裁判の過程において、訴訟関係人が法廷の秩序に違反した場合には、警告して制止しなければならない。情状が重いものは、退廷を命令するか又は法に従って刑事責任を追及することができる。

第一二〇条 被告人が最後に陳述した後、裁判長が休廷を宣し、合議廷は、評議を行い、明らかとなった事実、証拠及び関係する法律の規定に基づいて、被告人の有罪又は無罪、罪名、適用する刑又は刑の免除について判決をする。

（旧一一九条—新一六一条・改正）

第一六一条① 裁判長は、法廷での裁判の過程において、訴訟関係人又は傍聴人が法廷の秩序に違反した場合には、警告して制止しなければならない。制止を無視した場合は、強制的に退廷させることができ、情状が重い場合は、千元以下の過料又は十五日以下の監置に処することができる。過料及び監置は、院長の承認を得なければならない。処罰された者が過料又は監置の決定を不服とする場合には、一級上の人民法院に再議を申請することができる。再議の期間中、執行は停止されない。

② 多衆をもって大声を発し、法廷を襲撃し、司法に関わる公務員若しくは訴訟関係者を侮辱、誹謗、脅迫、殴打し、又は法廷の秩序を重大に妨げ、犯罪を構成するものについては、法によって刑事責任を追及する。

（旧一二〇条—新一六二条・改正）

第一六二条① 被告人が最後に陳述した後、裁判長が休廷を宣し、合議廷は、評議を行い、明らかとなった事実、証拠及び関係する法律の規定に基づいて、それぞれ、次に掲げる判決をする。

一 事件の事実が明らかであり、証拠が確実、十分で、法律に基づいて被告人が有罪であると認めたものについては、有罪の判決をしなければならない。

二 法律に基づいて、被告人が無罪であると認めたものについては、無罪の判決をしなければならない。

三 証拠が不十分で被告人が有罪であると認めることができないものについては、証拠が不十分で、公訴の犯

第一二一条 同

第一二二条 同

第一二三条 法廷での裁判の過程において、次に掲げる事由の一つが発生し、裁判の進行に影響するときは審理を延期することができる。

一 新しい証人に出頭を通知し、新しい証拠物を取調べ、又は再鑑定若しくは再検証を行うことが必要なとき。

二 検察員が、公訴を提起した事件について補充捜査が必要なことを発見し、その旨の意見を提出したとき。

三 合議廷が、事件の証拠を不十分とみなすか又は新しい事実を発見し、人民検察院に差戻して補充捜査させるか、又は自ら調査する必要があるとき。

四 当事者が回避を請求したため裁判が進められないとき。

罪が成立しえないという無罪の判決をしなければならない。

(旧一二一条—新一六三条・同)

第一六三条① 判決の宣告は、すべて公開して行う。

② 法廷で判決を宣告した場合は、五日以内に判決書を当事者及び公訴を提起した人民検察院に送達しなければならない。期日を定めて判決を宣告する場合は、宣告後直ちに判決書を当事者及び公訴を提起した人民検察院に送達しなければならない。

(旧一二二条—新一六四条・同)

第一六四条 判決書には、合議廷の構成員及び書記員が署名するとともに、上訴の期間及び上訴の法院を明記しなければならない。

(旧一二三条—新一六五条・改正)

第一六五条 法廷での裁判の過程において、次に掲げる事由の一つが発生し、裁判の進行に影響するときは審理を延期することができる。

一 新しい証人に出頭を通知し、新しい証拠物を取調べ、又は再鑑定若しくは再検証を行うことが必要なとき。

二 検察員が、公訴を提起した事件について補充捜査が必要なことを発見し、その旨の意見を提出したとき。

三 当事者が回避を請求したため裁判が進められないとき。

(新設)

第一六六条 第一六五条第二号の規定により審理を延期する事件については、

人民檢察院は一箇月以内に補充捜査を終結しなければならない。

（旧一二四条—新一六七条・同）

第一二四条 同

第一六七条① 法廷でのすべての裁判活動は、書記員が記録し、裁判長の審査、閲覧を経た後、裁判長及び書記員が署名しなければならない。

② 法廷記録における証人の証言部分は、法廷で朗読するか又は証人に交付して閲覧させなければならない。証人は、誤りのないことを確かめた後、署名又は押印しなければならない。

③ 法廷記録は、当事者に交付して閲覧させるか又は当事者に対して読み聞かせなければならない。当事者は、記録に遺漏又は誤りを認めた場合、補充又は変更を請求することができる。当事者は、誤りのないことを確かめた後、署名又は押印しなければならない。

（旧一二五条—新一六八条・改正）

第一二五条 人民法院は、公訴事件を審理するに当たって、受理後一箇月以内に判決を宣告しなければならない、遅くとも一箇月半を超えてはならない。

第一六八条① 人民法院は、公訴事件を審理するに当たって、受理後一箇月以内に判決を宣告しなければならない、遅くとも一箇月半を超えてはならない。

第一二六条に規定する事由の一つに当たる場合には、省、自治区又は直轄市の高级人民法院の承認又は決定を経て、さらに一箇月延長することができる。

② 人民法院の管轄が変更された事件については、変更後の人民法院が事件を受理した日から審理の期間を起算する。

③ 人民檢察院が補充捜査を行う事件については、補充捜査が終結して、事件を人民法院に移した後、審理期間を改めて起算する。

（新設）

第一六九条 人民檢察院は、人民法院に

第二節 自訴事件

- 第一二六条** 人民法院は、自訴事件について審理した後、次に掲げる事由に応じてそれぞれ処理することができる。
- 一 犯罪事実が明らかで、十分な証拠がある事件については、公判を開かなければならない。
 - 二 人民檢察院に公訴を提起しなければならない事件は、人民檢察院に送致しなければならない。
 - 三 犯罪の証拠に欠ける自訴事件については、自訴人が補充の証拠を提出できず、人民法院の調査を経ても必要な証拠を収集できない場合は、自訴人を説得して自訴を取り消させるか又は裁定で却下しなければならない。
 - 四 被告人の行為が犯罪を構成しない事件は、自訴人を説得して自訴を撤

よる事件の審理が法律に規定する訴訟手続に違反することを発見した場合は、人民法院に是正するよう意見を提出する権利を持つ。

第二節 自訴事件

(新設)

第一七〇条 自訴事件は、次に掲げる事件とする。

- 一 (被害者側の) 告訴を待って処理する事件。
- 二 被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件。
- 三 被害者が、被告人の被害者に対する人身又は財産的権利を侵害した行為について、法によって刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、公安機関又は人民檢察院が被告人の刑事責任を追及しなかった事件。

(旧一二六条—新一七一条・改正)

第一七一条① 人民法院は、自訴事件について審理した後、次に掲げる事由に応じてそれぞれ処理する。

- 一 犯罪事実が明らかで、十分な証拠がある事件については、公判を開かなければならない。
- 二 犯罪の証拠が不十分な自訴事件については、自訴人が補充的な証拠を提出できないときは、自訴人を説得して自訴を撤回させるか、又は裁定により却下しなければならない。
- ② 自訴人が、法による二回にわたる呼び出しに対して正当な理由なく出廷を拒み、又は法廷の許可を受けず途中で退廷したときは、自訴を撤回したものとして処理する。
- ③ 法廷審理の過程において、裁判員が証拠に疑いをもち、調査し、確認する

回させるか、又は裁定により却下し
なければならない。

第一二七条 人民法院は、自訴事件について、調停を行うことができる。自訴人は、判決の宣告があるまでは、被告人と自ら和解し、又は自訴を撤回することができる。

第一二八条 同

必要があるときは、第一五八条の規定
を適用する。

（旧一二七条—新一七二条・改正）

第一七二条 人民法院は、自訴事件について、調停を行うことができる。自訴人は、判決の宣告があるまでは、被告人と自ら和解し、又は自訴を撤回することができる。第一七〇条第三号に規定する事件については、調停を適用しない。

（旧一二八条—新一七三条・同）

第一七三条 自訴事件の被告人は、訴訟の過程において、自訴人に対し反訴を提起することができる。反訴には自訴の規定を適用する。

（新設）

第三節 簡易手続

（新設）

第一七四条 人民法院は、次に掲げる事件については簡易手続を適用し、裁判員の一人が単独で裁判することができる。

- 一 法により三年以下の懲役、拘留、管制若しくは単独に適用する罰金を科する可能性のある公訴事件については、事実が明らかであり、証拠が十分で、人民檢察院が簡易手続の適用を申し出、又は同意した事件。
- 二 （被害者側の）告訴を待って処理する事件。
- 三 被害者が起訴し、証明できる証拠を有する軽微な刑事事件。

（新設）

第一七五条 簡易手続を適用して審理する事件については、人民檢察院は担当者を法廷に出席させないことができる。被告人は、起訴状に記載された犯罪について陳述及び弁護することがで

きる。人民検察院が担当者を法廷に出席させる場合、被告人及びその弁護人は、裁判員の許可を得て、公訴人と相互に弁論することができる。

(新設)

第一七六条 簡易手続を適用して審理する事件については、起訴状を朗読した後、被告人及びその弁護人は、裁判員の許可を得て、自訴人及びその訴訟代理人と相互に弁論することができる。

(新設)

第一七七条 簡易手続を適用して審理する事件については、本章第一節に定める被告人の尋問、証人又は鑑定人の尋問、証拠の提示及び法廷の弁論手続に関する制限を受けない。但し、判決を宣告する前に、被告人が最後に陳述する意見を聴取しなければならない。

(新設)

第一七八条 簡易手続を適用して審理する事件については、人民法院は、事件を受理した後二十日以内に審理して終結させなければならない。

(新設)

第一七九条 人民法院は、審理の過程において、簡易手続の適用が相当でないことが判明したときは、本章第一節又は第二節の規定により、改めて審理しなければならない。

第三章 第二審手続

第一二九条① 当事者及びその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審判決又は裁定を不服とする場合、書面又は口頭で一級上の人民法院に上訴する権利を持つ。被告人の弁護人又は近親者は、被告人の同意を得て、上訴するこ

第三章 第二審手続

(旧一二九条―新一八〇条・改正)

第一八〇条① 被告人、自訴人及びその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審判決又は裁定を不服とする場合、書面又は口頭で一級上の人民法院に上訴する権利を持つ。被告人の弁護人又は近親者は、被告人の同意を得て、上

とができる。

- ② 附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審の判決又は裁定の中の附帯民事訴訟の部分について、上訴することができる。

- ③ 被告人の上訴権は、いかなる口実をもってこれを剥奪してはならない。

第一三〇条 同

第一三一条 同

第一三二条① 当事者が原審の人民法院を通して上訴した場合は、原審の人民法院は三日以内に上訴状を事件記録資料及び証拠とともに一級上の人民法院に移送し、同時に上訴状謄本を同級の人民検察院及び相手方当事者に送付し

訴することができる。

- ② 附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審の判決又は裁定の中の附帯民事訴訟の部分について、上訴することができる。

- ③ 被告人の上訴権は、いかなる口実をもってしてもこれを剥奪してはならない。

（旧一三〇条—新一八一条・同）

第一八一条 地方各級人民検察院は、同級の人民法院の第一審判決又は裁定が確実に誤りであると認めたときは、一級上の人民法院に抗訴を提出しなければならない。

（新設）

第一八二条 被害者及びその法定代理人は地方各級人民法院の第一審判決を不服とするときは、判決書を受け取った日から五日以内に、人民検察院に抗訴を提出するよう請求する権利を有する。人民検察院は、被害者及びその法定代理人の請求を受理した日から五日以内に、抗訴するか否かの決定を行わなければならない、且つ請求人に通知しなければならない。

（旧一三一条—新一八三条・同）

第一八三条 判決を不服とする上訴及び抗訴の期間は十日、裁定を不服とする上訴及び抗訴の期間は五日とし、判決書又は裁定書を受け取った翌日から起算する

（旧一三二条—新一八四条・改正）

第一八四条① 被告人、自訴人、附帯民事訴訟の原告及び被告が、原審の人民法院を通して上訴した場合は、原審の人民法院は三日以内に上訴状を事件記録及び証拠とともに一級上の人民法院に移送し、同時に上訴状謄本を同級の

なければならない。

- ② 当事者が第二審の人民法院に直接上訴した場合は、第二審の人民法院は三日以内に上訴状を原審の人民法院を通して、同級の人民検察院及び相手方当事者に送付させなければならない。

第一三三条 同

第一三四条 同

人民検察院及び相手方当事者に送付しなければならない。

- ② 被告人、自訴人、附帯民事訴訟の原告及び被告が第二審の人民法院に直接上訴した場合は、第二審の人民法院は三日以内に上訴状を原審の人民法院を通して、同級の人民検察院及び相手方当事者に送付させなければならない。
(旧一三三条—新一八五条・同)

第一八五条① 地方各級人民検察院が同級の人民法院の第一審判決又は裁定に対して抗訴する場合は、原審の人民法院を通して抗訴状を提出するとともに、抗訴状謄本を一級上の人民検察院に送付しなければならない。原審の人民法院は、抗訴状を事件の記録及び証拠とともに一級上の人民法院に移送すると同時に、抗訴状謄本を当事者に送付しなければならない。

- ② 上級の人民検察院は、抗訴を不当と認めた場合は、同級の人民法院に対する抗訴を取り下げるとともに、下級の人民検察院に通知する。
(旧一三四条—新一八六条・同)

第一八六条① 第二審の人民法院は、第一審判決が認定した事実及び適用した法律について全面的審査を行わなければならない。上訴又は抗訴の範囲に限定されない。

- ② 共犯の事件で一部の被告人のみが上訴したときは、事件全体について審査し、一括して処理しなければならない。
(新設)

第一八七条① 第二審の人民法院は、上訴事件については、合議廷を構成して、開廷し、審理しなければならない。合議廷は、事件記録を調査し、被告人を取調べ、その他の当事者、弁護

人及び訴訟代理人の意見を聴取した上で、事実が明らかなものについては、開廷しないで審理することができる。人民檢察院が抗訴した事件については、第二審の人民法院は、開廷して審理しなければならない。

- ② 第二審の人民法院は、上訴又は抗訴の事件について、事件の発生地又は原審人民法院の所在地で開廷し、審理することができる。

（旧一三五条—新一八八条・改正）

第一三五条 人民檢察院が抗訴を提出した事件、又は第二審の人民法院が人民檢察院に担当員を出廷させることを要求した事件については、同級人民檢察院は、担当者を法廷に出席させなければならない。第二審の人民法院は、開廷の十日前までに人民檢察院に事件記録を閲覧し、審査するよう通知しなければならない。

第一八八条 人民檢察院が抗訴を提出した事件、又は第二審の人民法院が開廷して審理する公訴事件については、同級の人民檢察院は、担当者を法廷に出席させなければならない。第二審の人民法院は、開廷の十日前までに、人民檢察院に事件記録を閲覧し審査するよう通知しなければならない。

（旧一三六条—新一八九条・同）

第一三六条 同

第一八九条 第二審の人民法院は、第一審の判決を不服とする上訴又は抗訴事件について、審理を経た後、次に掲げる事由に従い、それぞれ処理しなければならない。

- 一 原判決の事実認定及び法律の適用が正しく、量刑が適当な場合には、上訴又は抗訴棄却の裁定を行い、原判決を維持しなければならない。
- 二 原判決の事実認定に誤りはないが、法律の適用に誤りがあるか、又は量刑が相当でない場合には、判決を改めなければならない。
- 三 原判決の事実が明らかでないか、又は証拠が不十分な場合、事実を調査し、明らかにした後、判決を改めることができる。また、原判決破棄の裁定を行い、原審の人民法院に差

第一三七条 同

第一三八条 第二審の人民法院は、第一審の人民法院が法律に定める訴訟手続に違反していたことを発見し、それが正しい判決に影響した可能性のあるときは、原判決を破棄し、原審の人民法院に差戻し、再審理させなければならない。

第一三九条 原審の人民法院は、差戻された再審理の事件については、第一審の手続に従って裁判しなければならない。再審理後の判決に対しては、当事者は上訴し、同級人民検察院は抗訴することができる。

第一四〇条 第二審の人民法院は、第一審の裁定を不服とする上訴又は抗訴に

戻し、再審理させることもできる。

(旧一三七条—新一九〇条・同)

第一九〇条① 第二審の人民法院は、被告人又はその法定代理人、弁護人若しくは近親者が上訴した事件を裁判するに当たって、被告人の刑を重くしてはならない。

② 人民検察院が抗訴するか、又は自訴人が上訴した場合は、前項の規定による制限を受けない。

(旧一三八条—新一九一条・改正)

第一九一条 第二審の人民法院は、第一審の人民法院の審理が次に掲げる法定の訴訟手続違反の一つに当たる場合には、原判決を破棄し、原審の人民法院に差戻し、再審理させなければならない。

- 一 本法の公判手続の規定に違反した場合。
- 二 回避制度に違反した場合。
- 三 当事者の法定の訴訟上の権利を剥奪し、又は制限したため、公正な裁判に影響するおそれのある場合。
- 四 裁判組織の構成が適法でない場合。
- 五 その他法律に定める訴訟手続に違反したため、公正な裁判に影響するおそれのある場合。

(旧一三九条—新一九二条・改正)

第一九二条 原審の人民法院は、差戻された再審理の事件については、別に合議廷を構成して、第一審の手続に従って裁判しなければならない。再審理後の判決に対しては、第一八〇条ないし第一八二条の規定により上訴又は抗訴することができる。

(旧一四〇条—新一九三条・改正)

第一九三条 第二審の人民法院は、第一審の裁定を不服とする上訴又は抗訴に

ついて、審査を経た後、第一三六条、第一三八条及び第一三九条の規定に照らして、それぞれの事由に基づいて裁定に対する上訴若しくは抗訴を棄却し、又は原裁定を破棄し若しくは変更しなければならない。

第一四一条 同

第一四二条 第二審の人民法院は、上訴及び抗訴の事件を受理した後、一箇月以内に裁判を終了しなければならない、遅くとも一箇月半を超えてはならない。

第一四三条 同

ついて、審査を経た後、第一八九条、第一九一条及び第一九二条の規定に照らして、それぞれの事由に基づいて裁定に対する上訴若しくは抗訴を棄却するか、又は原裁定を破棄若しくは変更しなければならない。

(新設)

第一九四条 第二審の人民法院が原審の人民法院に差戻し再審理する事件については、原審である人民法院は、差戻しの事件を受け取った日から、審理の期間を改めて起算する。

(旧一四一条—新一九五条・同)

第一九五条 上訴又は抗訴の事件に関する第二審の人民法院の裁判手続については、本章に定める場合を除いて、第一審手続の規定を準用する。

(旧一四二条—新一九六条・改正)

第一九六条 第二審の人民法院は、上訴及び抗訴の事件を受理した後、一箇月以内に裁判を終了しなければならない、遅くとも一箇月半を超えてはならない。第一二六条に定める事由の一つに当たる場合は、省、自治区又は直轄市高级人民法院の承認又は決定を経て、さらに一箇月延長することができる。但し、最高人民法院が受理した上訴又は抗訴の事件については、最高人民法院が決定する。

(旧一四三条—新一九七条・同)

第一九七条 第二審の判決及び裁定、並びに最高人民法院の判決及び裁定は、いずれも終審の判決及び裁定である。

(新設)

第一九八条① 公安機関、人民検察院及び人民法院は、押収し若しくは凍結した被疑者又は被告人の財産、物品及びその利子について、調査のために適切に保管しなければならない。いかなる

組織体及び個人も、これを流用し、又は密かに処分してはならない。被害者の合法的な財産については、適時に返還しなければならない。禁制品又は長期に保存しえない物については、国家の関係規定によって処分しなければならない。

- ② 証拠として用いる物については、事件の書類とともに移送し、移送できない物については、台帳、写真又はその証明文書を事件の書類とともに移送しなければならない。
- ③ 人民法院の言い渡した判決が効力を生じた後、押収し、又は凍結されている赃物及び利子については、法により被害者に返還するものを除いて、すべて没収し、国庫に納入する。
- ④ 司法にかかわる公務員が、押収し、又は凍結されている赃物及び利子を横領し、流用し、又は密かに処分した場合については、法により刑事責任を追及する。犯罪とならない場合は、その者を処分する。

第四章 死刑再審手続

第一四四條 同

第一四五條 同

第四章 死刑再審手続

(旧一四四條—新一九九條・同)

第一九九條 死刑は、最高人民法院が許可する。

(旧一四五條—新二〇〇條・同)

第二〇〇條① 中級人民法院が死刑の判決を下した第一審事件について、被告人が上訴しない場合は、高級人民法院が再審査した後、最高人民法院に報告して許可を得なければならない。高級人民法院が死刑判決に同意しない場合は、自ら裁判するか、又は差戻して再審理させることができる。

- ② 高級人民法院が第一審として死刑の

判決を下し、被告人が上訴しない事件、及び第二審として死刑の判決を下した事件については、いずれも最高人民法院に報告して許可を得なければならない。

（旧一四六条一新二〇一条・同）

第一四六条 同

第二〇一条 中級人民法院が二年の猶予期間付き死刑判決を下した事件については、高級人民法院がこれを許可する。

（旧一四七条一新二〇二条・同）

第一四七条 同

第二〇二条 最高人民法院が死刑事件を再審査するとき、又は高級人民法院が猶予期間付き死刑事件を再審査するときは、裁判員三名で合議廷を構成して行わなければならない。

第五章 裁判監督手続

第五章 裁判監督手続

（旧一四八条一新二〇三条・改正）

第一四八条 当事者、被害者及びその家族又はその他の公民は、すでに法的効力を生じている判決及び裁定について、人民法院又は人民検察院に不服申立てをすることができる。但し、これによって判決及び裁定の執行は停止されない。

第二〇三条 当事者、法定代理人及び近親者は、すでに法的効力を生じている判決及び裁定について、人民法院又は人民検察院に不服申立てをすることができる。但し、これによって判決及び裁定の執行は停止されない。

（新設）

第二〇四条 当事者、法定代理人及び近親者の申立てが、次に掲げる事由の一つに当たる場合には、人民法院は改めて裁判をしなければならない。

一 原判決又は裁定の認定した事実につき、確かな誤りを証明する新たな証拠のある場合。

二 犯罪の認定又は量刑に用いた証拠が不確実若しくは不十分であるか、又は事実を証明する主要な証拠の間に矛盾のある場合。

三 原判決又は裁定に法律適用の誤りがある場合。

四 裁判員が当該事件を審理するに当たって、職を汚して賄賂を受け取り、私情にとらわれて法律を悪用し、又は法を曲げて不正な裁判をした行為がある場合。

(旧一四九条—新二〇五条・改正)

第一四九条① 各級人民法院院長は、すでに法的効力を生じている当該法院の判決又は裁定について、事実認定又は法律適用に関する確かな誤りが判明した場合には、裁判委員会に提出して処理させなければならない。

② 最高人民法院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民法院はすでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、自ら裁判するか、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。

③ 最高人民検察院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民検察院は、すでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、裁判監督手続に基づいて抗訴する権利を持つ。

第二〇五条① 各級人民法院院長は、すでに法的効力を生じている当該法院の判決又は裁定について、事実認定又は法律適用に関する確かな誤りが判明した場合には、裁判委員会に提出して処理させなければならない。

② 最高人民法院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民法院は、すでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、自ら裁判するか、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。

③ 最高人民検察院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民検察院は、すでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、裁判監督手続に基づいて同級の人民法院に抗訴を提出する権限を有する。

④ 人民検察院が抗訴した事件について、抗訴を受理した人民法院は、合議廷を構成して改めて審理しなければならない、原判決の事実が明らかでないか又は証拠が不十分である場合には、下級の人民法院に再審を命ずることができる。

(旧一五〇条—新二〇六条・同)

第一五〇条 同

第二〇六条 人民法院が裁判監督手続に

基づいて改めて審理する事件については、別個に合議廷を構成して行わなければならない。第一審事件であったものは、第一審手続に従って裁判を行わなければならない、その判決又は裁定については、上訴又は抗訴することができる。第二審事件であったか、又は上級の人民法院が自ら裁判した事件は、第二審手続に従って裁判を行わなければならない、その判決及び裁定は、終審の判決及び裁定である。

（新設）

第二〇七条① 人民法院が裁判監督手続に基づいて改めて審理する事件については、再審を決定した日から三箇月以内に裁判を終結しなければならない、期間を延長する必要がある場合にも、六箇月を超えてはならない。

② 抗訴を受けた人民法院が裁判監督手続で審理する抗訴事件について、その審理期間は、前項の規定による。下級の人民法院に再審を命ずる必要がある場合は、抗訴を受理した日から一箇月以内に決定を行わなければならない、下級の人民法院による事件の審理期間は前項の規定による。

第四編 執行

第一五一条 同

第四編 執行

（旧一五一条一新二〇八条・同）

第二〇八条① 判決及び裁定は、法的効力が生じた後、これを執行する。

② 次に掲げる判決及び裁定は、法的効力が生じた判決及び裁定である。

一 上訴又は抗訴の法定期間がすでに過ぎた判決及び裁定。

二 終審の判決及び裁定。

三 最高人民法院が許可した死刑判決及び高級人民法院が許可した二年の

第一五二条 同

第一五三条① 最高人民法院が即時執行の死刑判決を下し、又は許可した場合は、最高人民法院院長は、死刑執行の命令に署名し発付しなければならない。

② 二年の猶予期間付き死刑判決を受けた犯罪人については、死刑猶予期間中、確かに改悔するか又は功績を立て法によって減刑すべき場合は、執行機関が意見書を提出し、当該地方の高級人民法院に報告して裁定を請求する。改造を拒絶し情状が悪質で、それが事実であることが調査により確認し、死刑を執行しなければならないときは、高級人民法院が最高人民法院に報告し、その許可を経なければならない。

第一五四条① 下級の人民法院は、最高人民法院の死刑執行命令を受けてから、七日以内に執行しなければならない。但し、次に掲げる事由の一つに当たることが判明した場合は、執行を停止するとともに、直ちに最高人民法院に報告し、最高人民法院が裁定を下さなければならない。

一 執行前に判決に誤りのある可能性が判明した場合。

二 犯罪人が懐胎中の場合。

② 前項の第一号の執行停止事由が消失した後は、最高人民法院に報告し、死

猶予期間付き死刑判決。

(旧一五二条一新二〇九条・同)

第二〇九条 第一審の人民法院が被告人に無罪又は刑事処分免除の判決を下した場合には、被告人が拘禁中のときは、判決宣告後直ちに釈放しなければならない。

(旧一五三条一新二一〇条・改正)

第二一〇条① 最高人民法院が即時執行の死刑判決を下し、又は許可した場合は、最高人民法院院長は、死刑執行の命令に署名し発付しなければならない。

② 二年の猶予期間付き死刑判決を受けた犯罪人については、死刑猶予期間中故意の犯罪を犯さない限り、猶予期間が満了したときは、執行機関が減刑の意見書を提出して、高級人民法院に報告し、裁定を受ける。故意の犯罪を犯した場合は、調査により確認し、死刑を執行しなければならないときは、高級人民法院が最高人民法院に報告し、その許可を得なければならない。

(旧一五四条一新二一一條・改正)

第二一一條① 下級の人民法院は、最高人民法院の死刑執行命令を受けてから、七日以内に執行しなければならない。但し、次に掲げる事由の一つに当たることが判明した場合は、執行を停止するとともに、直ちに最高人民法院に報告し、最高人民法院が裁定を下さなければならない。

一 執行前に判決に誤りのある可能性が判明した場合。

二 犯罪人が執行前に重大な犯罪事実を摘発し、又はその他の重大な功績を立てる行動があり、改めて判決を

刑執行命令が改めて署名のうえ発付されなければ執行することはできない。前項の第二号の事由により執行を停止した場合は、最高人民法院に報告して、法により原判決を改めなければならない。

- 第一五五条①** 人民法院は、死刑の執行をする前に、同級の人民検察院に通知して係員を立ち会わせ、監督させなければならない。
- ② 執行を指揮する裁判員は、犯罪人に対し人違いでないことを確かめ、遺言又は信書があるかどうかを質問した後、執行員に引き渡して死刑を執行しなければならない。執行前に、誤りのある可能性が判明した場合は、暫時的に執行を停止し、最高人民法院に報告して裁定を求めなければならない。
- ③ 死刑の執行は、公示しなければならないが、公開してはならない。
- ④ 死刑の執行後、立ち会った書記員は、記録を作成しなければならない。執行を言い渡した人民法院は、死刑の執行状況を最高人民法院に報告しなければならない。
- ⑤ 死刑の執行後、執行を言い渡した人民法院は、犯罪人の家族に通知しなければならない。

第一五六条① 二年の猶予期間付き死

下す必要のある場合。

三 犯罪人が懐胎中の場合。

- ② 前項第一号及び第二号の執行停止事由が消滅した後は、最高人民法院に報告し、死刑執行命令が改めて署名のうえ発付されなければ執行することはできない。前項第三号の事由により執行を停止した場合は、最高人民法院に報告して、法により原判決を改めなければならない。

（旧一五五条一新二二条・改正）

- 第二一二条①** 人民法院は、死刑の執行をする前に、同級の人民検察院に通知して係員を立ち会わせ、監督させなければならない。
- ② 死刑は、銃殺又は注射等の方法により執行する。
- ③ 死刑は、刑場又は指定する拘禁場内で執行する。
- ④ 執行を指揮する裁判員は、犯罪人に対して人違いでないことを確かめ、遺言又は信書があるかどうかを質問した後、執行員に引き渡して死刑を執行しなければならない。執行前に、誤りのある可能性を発見した場合は、暫定的に執行を停止し、最高人民法院の裁定を求めなければならない。
- ⑤ 死刑の執行は、公示しなければならないが、公開してはならない。
- ⑥ 死刑の執行後、立ち会った書記員は、記録を作成しなければならない。執行を言い渡した人民法院は、死刑の執行状況を最高人民法院に報告しなければならない。
- ⑦ 死刑の執行後、執行を言い渡した人民法院は、犯罪人の家族に通知しなければならない。

（旧一五六条一新二二三条・改正）

第二一二条① 犯罪人に刑罰を科するに

刑、無期懲役又は有期懲役を科せられた犯罪人について、執行を言い渡した人民法院は、執行通知書及び判決書を刑務所又はその他の労働改造場所に送達して執行させるとともに、執行機関は犯罪人の家族に通知しなければならない。

- ② 有期懲役又は拘留を科せられた犯罪人について執行の刑期が満了したときは、執行機関は、釈放証明書を発行しなければならない。

第一五七条① 無期懲役、有期懲役又は拘留を科せられた犯罪人が、次に掲げる事由の一つに当たる場合は、暫定的に刑務所外で執行することができる。

- 一 重病であり刑務所外で医師にかかる必要のある者。
- 二 懐胎しているか又は自分の子に授乳中の女子。

- ② 暫定的に刑務所外で執行している犯罪人については、公安機関は犯人の原居住地の公安派出所に委託して執行させ、基層組織又は原所属する組織体に監督を協力させることができる。

当たって、執行する人民法院は、関係する法律文書を刑務所又はその他の執行機関に送達しなければならない。

- ② 二年の猶予期間付き死刑、無期懲役又は有期懲役を科せられた犯罪人については、公安機関が法に基づいて刑務所に移送して、刑罰を執行する。有期懲役を科せられた犯罪人について、移送前に残された刑期が一年以下の場合は、代わりに留置場で執行する。拘留を科せられた犯罪人については、公安機関が執行する。

- ③ 少年犯については、少年犯矯正所で刑罰を執行する。

- ④ 執行機関は、速やかに犯罪人を収容するとともに、犯罪人の家族に通知しなければならない。

- ⑤ 有期懲役又は拘留を科せられた犯罪人について執行期間が満了したときは、執行機関は、釈放証明書を発行しなければならない。

(旧一五七条・新二一四条・改正)

第二一四条① 有期懲役又は拘留を科せられた犯罪人が、次に掲げる事由の一つに当たる場合は、暫定的に刑務所外で執行することができる。

- 一 重病であり刑務所外で医師にかかる必要のある者。
- 二 懐胎しているか又は自分の子に授乳中の女子。

- ② 刑務所外で医師にかかれば社会に危険を及ぼすおそれのある犯罪人、又は自己を傷害するおそれのある犯罪人については、刑務所外で医師にかかることはできない。

- ③ 犯罪人が確かに重大な病気にかかっており、刑務所外で医師にかからなければならない場合については、省級の人民政府の指定する医院が証明文書を

発行し、法律に規定する手続によりこれを承認する。刑務所外で医師にかかる犯罪人が刑務所外で医師にかかる条件に該当しないことを発見した場合、又は刑務所外で医師にかかる規定に重大に違反した場合は、速やかに刑務所に収容しなければならない。

- ④ 有期懲役又は拘留を科せられても、自分で生活ができず、暫定的に刑務所外で執行しても、社会への危害を及ぼさない犯罪人に対しては、暫定的に刑務所外で執行することができる。
- ⑤ 暫定的に刑務所外で執行している犯罪人については、居住地の公安機関が執行し、執行機関はその者に対し厳しく管理、監督しなければならない、基層組織又は犯罪人の所属する組織体が協力して監督しなければならない。

(新設)

第二一五条 暫定的に刑務所外で執行することを承認した機関は、その決定の謄本を人民検察院に送付しなければならない。人民検察院は、暫定的に刑務所外で執行することが不当であると認めた場合は、送付された通知を受け取った日から一箇月以内に意見書を暫定的に刑務所外での執行を承認した機関に送付しなければならない。暫定的に刑務所外で執行した機関は、人民検察院の意見書を受け取った後、速やかに当該決定を再審査しなければならない。

(新設)

第二一六条① 暫定的に刑務所外で執行する事由が消滅した後、犯罪人の刑期が満了しない場合は、速やかに刑務所に収容しなければならない。

- ② 犯罪人が暫定的に刑務所外での執行の期間中に死亡した場合は、速やかに

第一五八条 同

第一五九条 同

第一六〇条 同

第一六一条 同

- 第一六二条① 犯罪人が服役期間中にさらに罪を犯し、又は判決時に判明しなかった犯罪行為が発覚した場合は、刑務所及び労働改造機関は人民検察院に送致して処理させなければならない。
- ② 管制、拘留、有期徒刑又は無期懲役を科せられた犯罪人が、執行期間中明

刑務所に通知しなければならない。

(旧一五八条—新二一七条・同)

第二一七条① 執行猶予付き懲役を科せられた犯罪人については、公安機関がその者の所属する組織体又は基層組織に引き渡し、これを観察させる。

② 仮釈放された犯罪人については、仮釈放観察期間中、公安機関がこれを監督する。

(旧一五九条—新二一八条・同)

第二一八条 管制又は政治的権利の剥奪を科せられた犯罪人については、公安機関が執行する。執行期間が満了したときは、執行機関は本人に通知するとともに、関係する大衆に管制の解除又は政治的権利の回復を公示しなければならない。

(旧一六〇条—新二一九条・同)

第二一九条 罰金を科せられた犯罪人が、期限を過ぎても納付しないときは、人民法院は強制的に納付させなければならない。不可抗力の災害のため納付が著しく困難である場合には、減額又は免除の裁定をすることができる。

(旧一六一條—新二二〇条・同)

第二二〇条 財産没収の判決は、付加刑であると主刑であるとかかわらず、すべて人民法院が執行する。必要なときは、公安機関とともに執行することができる。

(旧一六二条—新二二一条・改正)

第二二一条① 犯罪人が服役期間中にさらに罪を犯し、又は判決時に判明しなかった犯罪行為が発覚した場合は、執行機関は人民検察院に移送して処理させなければならない。

② 管制、拘留、有期徒刑又は無期懲役を科せられた犯罪人が、執行期間中明

らかに改悛するか又は功績を立て、法によって減刑又は仮釈放しなければならないときは、執行機関は意見書を提出して人民法院に報告し、裁定の審議を求めなければならない。

らかに改悛するか、又は功績を立て、法によって減刑又は仮釈放しなければならないときは、執行機関は意見書を提出して人民法院に報告し、裁定の審議を求めなければならない。

（新設）

第二二二条 人民檢察院は、人民法院による減刑又は仮釈放の裁定が不当であると認めたときは、裁定書の謄本を受け取った日から二十日以内に人民法院に訂正の意見を書面で提出しなければならない。人民法院は、訂正の意見書を受理した後一箇月以内に改めて合議廷を構成して審理し、最終の裁定を行わなければならない。

（旧一六三条—新二二三条・改正）

第一六三条 刑務所及び労働改造機関は、刑の執行中に判決に誤りがあると認めるか、又は犯人が不服申立てをした場合は、人民檢察院又は判決を下した人民法院に移送して処理を求めなければならない。

第二二三条 刑務所及びその他の執行機関は、刑の執行中に判決に誤りがあったと認めるか、又は犯罪人が不服申立てをした場合は、人民檢察院又は判決を下した人民法院に移送して処理を求めなければならない。

（旧一六四条—新二二四条・改正）

第一六四条 人民檢察院は、刑事事件の判決又は裁定の執行、及び刑務所、留置所又は労働改造機関の活動が合法的であるか否かについて監督する。違法な状況のあることが判明した場合には、執行機関に通知して是正させなければならない。

第二二四条 人民檢察院は、執行機関の執行活動が合法的であるか否かについて監督する。違法な状況のあることが判明した場合には、執行機関に通知して是正させなければならない。

付 則：

（新設）

第二二五条① 軍隊の秩序維持部門は、軍隊の内部において発生した刑事事件について捜査権を行使する。

② 犯罪人が刑務所内で犯罪を犯した事件については、刑務所が捜査する。

- ③ 軍隊の秩序維持部門又は刑務所が刑事事件を処理するに当たっては、本法の関連規定を適用する。

＊一九九六年三月一七日の全国人民代表大会による「『中華人民共和国刑事訴訟法』の改正に関する決定」により、「中華人民共和国逮捕拘留条例」、「社会治安に重大な危害を及ぼす犯罪者を迅速に裁判する手続についての決定」及び「刑事事件の処理期間に関する補充規定」は、同時に廃止された。